

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

即決裁判所

12.05 Asian Centre for Human Rights が 2006 年人権報告書の中で報告したところによれば、「2001 年 4 月 1 日以降、インドの 1,734 の即決裁判所 (FTC) で裁判が行われている。...FTC の在任期間は 2005 年 3 月 31 日までであった。しかし、...中央政府は国内全域の FTC を...その後 5 年間継続させる決定を下した。」 [18d] USSD 2008 報告書によれば、即決裁判所は中央政府と州政府の共同出資で成り立っており、特定の事件に絞って審理を行うのが一般的で、判事は特定分野の専門知識を展開することが許される。長期化した係争事件が優先された。審理期間が短縮されたため、裁判費用は全般的に安くなった。即決裁判所では主に民事事件が扱われた。 [2e] (第 1 節 e)

12.06 2007 年 7 月 9 日に BBC が報じたところによると、

「過去 18 カ月間を通じて、Bihar 州の即決裁判所はインドの州裁判所の中で、最も多くの有罪判決及び死刑判決を下した。政府はこの州から「最も非合法的」という汚名を排除する目的で即決裁判を導入した...2006 年 1 月から 2007 年 5 月にかけて、合計 11,665 人の犯罪者が即決裁判により有罪判決を受け、刑務所に送られた。2,500 を超える犯罪者が終身刑、他 21 人は死刑判決を言い渡された。 [32q]

同じ情報筋によれば、「即決裁判に批判的な者は、証拠の質や、通常は訴訟が数年間継続するインドでこの様な短期間で執行される正義について懸念を示している。

以下『[未処理事件](#)』も参照のこと。

ロク・アダラト(国民の調停所)

12.07 2008 年 5 月 30 日にアクセスしたインド最高裁判所のウェブサイト Jurisdiction of the Supreme Court によれば、

「ボランティア団体であるロク・アダラトは、**State Legal Aid and Advice Boards** の監視下にある。この機関は融和的手法を介して、紛争解決のための裁判外調停の場として成功を収めた。

「1987 年の **Legal Services Authorities** 法は、法的援助活動に対する法定地位を定めるもので、連邦政府、州及び県レベルに **Legal Services Authorities** を設置することも規定する...ロク・アダラトの裁決はすべて民事裁判所の決定又は最高裁判所の命令に相当するとみなされ、紛争当事者にとって最終的かつ法的拘束力を有するものとされる。」 [73] (ロク・アダラト)

12.08 法的サービスに関する記事の中で **India.com** (日付不明)の **Karthyaeni.V** 及び **Vidhi Bhatt** が述べたところによれば、

「インドのロク・アダラト制度は、その名の示す通り国民の調停所である... インドは草の根レベル社会で実践しながら、この手法を古くからの伝統として長く受け継いできた。これは *panchayat* と呼ばれ、法律用語では調停所と呼ばれる。この制度は商業的又は非商業的の別を問わず紛争解決のためにインドで広く利用されている...審理は簡略方式で行われ、法的技術はあまり重視されない。これは訴訟に代わる有効な代替手段であることが実証されている... 読書能力のない者も含め、インド国民の多くは、正規の裁判所を介した通常方式の法の施行は負担が大きく実効性がないことに気付いたのである。

「1987 年の法的サービス庁法は、憲法第 39 条 A の憲法上の義務をに従ってロク・アダラトに法定上の地位を与えた...[ロク・アダラト]の最近の地位向上は、裁判所の重圧を緩和すると共に、審理を待たされる訴訟当事者を救済するための戦略の一環であった...ロク・アダラトは議長を務める現職又は退職判事 1 人と通常は弁護士とソーシャルワーカーである他 2 人で統轄される... 重要な条件は、両方の紛争当事者がロク・アダラトの調停に合意し、その決定に従うことである。ロク・アダラトは係争中のすべての事案を両当事者間の効果的な和解をもって解決する裁判権を与えられている... 当該事案は民事又は刑事事件のいずれでもよいが、法の下に解決できない違法行為に関する事案はロク・アダラトが裁決することはできないし... 和解又は調停に達しない場合は、ロク・アダラトはを介していかなる命令も下すことは許されない。

「ロク・アダラトの構想はあらゆる点において訴訟当事者の見方であり、当事者はあらゆる紛争を迅速かつ無償で解決することができる。ロク・アダラトメ

カニズムの大きな欠点は、一方の当事者が調停を本意図しない場合に決定を下すことができない点である... 一方の[当事者]が断固とした態度を取る場合は、すべての調停プロセスは無効になる... [しかし、2002 年の法的サービス庁法の改正以降は、一方の当事者が正当な調停に不当な反対を唱えていることをロク・アダラトの判事が納得する場合は、判事は同当事者が同意なくとも、提出資料に基づいて裁決を下すことができるようになった。][127]

- 12.09 ロク・アダラトに対するこれ以外の批判には、民事訴訟法及びインド証拠法の保護規定が適用されないことや、(紛争は通常、両当事者の合意に基づいて解決されるが)高等裁判所への上訴手段がないことなどがあった。[127]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

司法の独立

- 12.10 USSD 2008 報告書によれば、「司法の独立は法の定めるところであり、政府は概ねこの規定を尊重したが、依然として重大な問題であった。Jammu・Kashmir 州では、裁判所職員は反政府勢力及びテロリストの脅威と威嚇行為にさらされていた。」[2e] (第 1 節 e)
- 12.11 司法の独立は憲法の定めるところである。第 50 条の条文によれば「国はその公務において、司法府と公務員行政府を分離する措置を講じなければならない。」憲法第 124 条(4)の条文によれば、「最高裁判所の判事は、上院又は下院総数の過半数並びに上院又は下院の出席者投票数の 3 分の 2 以上で支持された罷免請求が、立証された不正行為又は執務不能を理由に罷免を求める意図で同じ会期内に大統領に提出される場合にのみ罷免される。第 31 条の規定によれば、「インド憲法の規定に従い、最高裁判所は下記のいかなる紛争においても、他の裁判所を排して、第 1 審管轄権を保有するものとする。－
- (a) インド政府と 1 つ又は複数の州間の紛争
 - (b) インド政府と一方の 1 つ又は複数の州及び相手側の 1 つ又は複数の州間の紛争
 - (c) 2 つ以上の州間の紛争...

[24c]

12.12 Immigration and Refugee Board (IRB) of Canada が 2009 年 4 月 23 日付文書の中で(*Times of India*、*India Today* 及び *Daily News & Analysis* の記事を引用して)述べたところによれば、インドでは、最高裁判所及び高等裁判所の判事が弾劾裁判で罷免されたことはない。1991 年に、職権濫用を理由に最高裁判所判事 V. Ramaswami を弾劾しようとする動きがあったが、この動議は下院で可決されなかった。また、2009 年 3 月に報じられたところによれば「審査団は Kolkata 高等裁判所の高等裁判所判事に対する起訴理由を詳述する『事件記録簿』と答弁書を作成し、これによって、6 年前の公金横領容疑に関連する『不正行為』を理由に同氏の弾劾裁判を求める動議が議会で審議されることになった。 [97h]

12.13 1993 年、最高裁判所は判事の任命制度に新制度を導入した。これによって、候補者を選出し、判事の任命について政府に勧告を行うことを意図した、最高裁判所上級判事で構成される『コレギウム』が設立された。Canadian IRB の引用した前法務相の発言によれば、コレギウムの勧告は政府に対する『法的拘束』であった。政府は[コレギウム]の勧告を一回は戻すことができるが、その後コレギウムの総意で再度勧告が行われる場合は、政府はこれを実施しなければならない。」 [97h] 憲法第 146 条の規定により、最高裁判所の『上級職員及び職員』はすべて長官によって任命される。 [24c]

司法の腐敗

12.14 Transparency International (TI)は世界の腐敗報告書 2007 の中で、司法体制の腐敗に着目した。TI の論評によればインドの司法の腐敗は「顕著になりつつある」。 [72b] (p215) 同報告書によれば、

「腐敗は 2 つの領域で見られる。1 つは司法官の汚職で、もう 1 つは司法体制全般に見られる腐敗である。インドでは、明らかな例外もあるものの上級裁判所は相対的に透明性が高い。審理は公開裁判で行われ、証拠資料は安価で入手できる。被告は訴状の写しをすべて無償で入手することができる。正式な判決の写しも入手できる。再審及び上訴という形式の実効的是正制度もある。

「司法機関全般に見られる腐敗は体系的なものである。審理期間中の書類作成過程はもとより、多くの点で自由裁量が認められているため、裁判所書記官、検事及び警察の捜査員がその権限を不正利用することが可能で、発覚することもない。

「The Center for Media Studies は 2005 年に、下級裁判所の腐敗に対する国民の意識と経験について全国調査を実施し、勝訴の対価として賄賂が請求されているようだという結果を示した... それによると、賄賂金は弁護士に 61%、裁判官に 29%、判事及び仲介者にはそれぞれ 5%ずつ支払われている。」 [72b] (p215)

- 12.15 Canadian Immigration and Refugee Board (IRB)は 2009 年 4 月 23 日付けの論文の中で様々な出典資料を引用し、以下のように述べた。

「2008 年 10 月、Union Cabinet は Judges Inquiry 修正法案 2008 を議会に提出した ... Statesman の 2008 年 12 月 20 日の記事が報じたところによれば『司法府を相手取った腐敗に関する訴訟が増え続けており』1968 年の Judges Inquiry 法を改正する必要が高まっている。この論文の指摘によれば、同法案は上級裁判所の判事による汚職及び不正行為の申立てを調査する機能を果たす National Judicial Council の設置を規定する... Judges Inquiry 改正法案 2008 は、2009 年 2 月時点で成立していなかった。 [97h]

- 12.16 BBC News の 2009 年 8 月 27 日の報道によれば、最高裁判所の判事は財務資産の詳細を開示すること、及び裁判所のウェブサイトで情報公開を行うことに同意した。BBC によれば、「この画期的な決定以降、インドの司法機関の説明責任の重大さについて国民の激しい論議を呼んでいる。この決定は首席判事 KG Balakrishnan が議長を務める最高裁判所判事 23 人による会議の場で取り上げられた。この決定によって、高等裁判所の判事およそ 600 人も同じ措置を取ることになる」と見られている。」 [32ax]

未処理事件

- 12.17 Transparency International の『世界腐敗報告書 2007』によれば「2006 年 2 月時点で確認された未処理事件は、26 人の判事を擁する最高裁判所で 33,635 件、670 人の判事を有する高等裁判所で 3,341,040 件、13,204 箇所の下級裁判所で合計 25,306,458 件であった。この膨大な未処理事件は長期間の休廷を招く原因になっており、国民は審理の迅速化を求めて [司法官]に金銭を支払う風潮を助長している。 [72b] (p215-216)

- 12.18 同じ資料によれば、「判事の割合は限りなく低く、100 万人当たり 12 ないし 13 人である。他国と比較してみると、米国は 107 人、カナダは 75 人、英国 51 人である。」 [72b] (p215-216)
- 12.19 Canadian IRB の 2009 年 4 月 23 日の報告書が示したところでは、未処理時間に対処する手段の 1 つとして、裁判記録のコンピュータ処理が実施されていた。 [97h]

公正な裁判

- 12.20 USSD 国別報告書 2008 によれば、

「刑事訴訟法は、国家機密を伴う訴訟、国家の安全に有害な発言が行われる可能性がある裁判、若しくは特別な安全保障法の規定に基づく裁判を除き、裁判は公開方式で行われるべきだと規定する。被告は無罪と推定され、弁護士を選出することができる。判決は公開で言い渡されなければならない、司法制度のほぼすべての段階に有効な上告手段がある。州政府は経済的に困窮した被告に対し無償の弁護士を提供する。被告がほぼすべての民事及び刑事訴訟において政府が保有する関連証拠を入手する権利は法の許すところであるが、政府は情報を非公開にする権利を保有し、機密に関わるとみなす訴訟ではそれを実行した」

[2e] (第 1 節 d)

- 12.21 陪審裁判は、メディアや世論の影響を受ける可能性があるという理由で 1960 年に廃止された。(Europa) [1]
- 12.22 Freedom House の報告書『世界の自由 2009』によれば、

「伝えられるところによると、司法府、特に下級職員レベルに腐敗体質が蔓延しており、国民の多くが法廷を介した正義の確保に大きな困難を感じている。法廷組織は、人員不足により多数の未処理事件を抱える状況にあり – 現在、未処理事件は民事及び刑事訴訟合わせて 3800 件 – 多数の被疑者が長期間にわたって未決拘禁される結果になっており、被疑者の多くは請求された求刑年数よりも長い期間収監されるほどである。最近の法改正にもかかわらず、刑事司法制度は依然として少数派、下位カースト及び部族民に平等な保護を提供しない傾向にある。」 [43c]

前記『[司法府の腐敗体質](#)』及び『[未処理事件](#)』も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

法律扶助の提供

12.23 2003 年 1 月 14 日付けの記事の中で *The Hindu* 紙が報じたところによれば、Legal Services Authorities 法は 1987 年に制定され、社会的弱者階層向けに無償かつ管轄権を有する司法サービスを提供する国及び州レベルの legal services authorities が創設された 2002 年に改正された。これは同法の対象者が法的助言、法的代理及び裁決を無償で受ける権利を付与されることを意味する。 [60a]

12.24 憲法は第 39 条 A の下に、社会の貧困層及び弱者層に無償の法律扶助を提供することを義務づけている。[24c] 1987 年の法律サービス庁法(1995 年発効)の第 12 節では、適格者への法的サービスの提供基準が規定される。

「訴訟の原告又は被告当事者で以下に該当するものはすべて、同法の下に法的サービスを受ける権利を有するものとする。

- 指定カースト又は指定部族の構成員
- 人身売買の被害者又は憲法第 23 条で言及される物乞い
- 女性又は子供
- 精神障害者その他の障害者
- 集団災害、民族間抗争、カースト間の虐待、洪水、干ばつ、自身又は労働災害の被害者などの、不当な困窮状況下にある者
- 工業労働者
- 1956 年の不道德取引(防止)法第 2 節(g)項(1956 年法の 104)の意味における保護施設での拘禁を含む被拘禁者、
- 1986 年の少年司法法の第 2 節(1986 年法の 53)の意味における少年施設の被拘禁者、又は、1987 年の第 2 節(g)項(1987 年法の 14)の意味における精神衛生法精神病院
- 訴訟が最高裁判所以外で行われる場合は、手取り年収が 9000 ルピー未満、若しくは州政府が規定し得るこれより高い金額を下回る者、訴訟が最高裁判所で行われる場合は、手取り年収が 12000 ルピー未満、若しくは

は中央政府が規定し得るこれより高い金額を下回る者。[規則改正によりこの所得上限が増額された]。

(2009 年 12 月にアクセスした National Legal Services Authority(日付不明)
[128]

12.25 1995 年に設立された National Legal Services Authority (NLSA)は、インドの法律扶助プログラムの実施及び監視を責務とする法定機関である。Legal Services Authority は州及び直轄領に 1 つずつ設置されており、州又は直轄領の裁判所における法律扶助の実施を直接管理する。NLSA のウェブサイトによれば、1999 年 12 月 31 日時点で、240 万人の国民が法律上の扶助及び助言の恩恵を受けた。(NLSA) [128]

12.26 最高裁判所は様々な判決において、無償の法律扶助を要求することは被告の基本的権利であると述べた。しかし、Legal Service India が 2009 年 7 月 22 日に掲載した記事の中で Swati Vijayvergiya が論じたところでは、訴訟に関与する貧困者及び非識字人口に見られる希薄な法意識がインドにおける法律扶助活動の大きな障害になっており、こうした者の多くは法律扶助を受ける権利を認識していない。[127b]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

刑法

12.27 1860 年のインド刑法 は Jammu・Kashmir 州を除くインド全域に適用される。(2008 年 6 月 1 日にアクセスした Net Lawman) [74]

12.28 Library of Congress の Federal Research Division が 1995 年 9 月に掲載した Country data.com service が述べたように、

「犯罪防止及び刑罰に関する現行の法律は、2 つの主な制定法の中で具現化される。これはインド刑法[1860 年]と 1973 年の刑事訴訟法 である。上記の法律はすべての州法に優先し、州政府はこれを変更及び修正することはできない。州及び連邦政府が制定した個別の法令でも、密輸、武器及び弾薬の非合法的使用及び汚職等の行為については刑事責任が規定された。ただし、どの法令も依然として憲法の下位に置かれている。

「インド刑法は 1862 年に発効し、(改正を含め)1993 年に有効に存続した。インド刑法は英国刑法を土台としており、基本的犯罪とそれに対する処罰を定義し、在印外国人及び国民に同程度に適用され、インド国籍者が外国で犯した犯罪を犯罪として受入れる。」 [79a]

12.29 同じ報告書の続きによれば、

「刑法は様々な区分に基づいて犯罪を分類する。つまり、国家、軍、社会的秩序、人体及び資産に対する犯罪と、選挙、宗教、婚姻及び保健衛生上の犯罪、安全、品位及び道徳に関する犯罪である。また、米国の司法制度で用いられる重罪と軽犯罪間の区別に相当する、審理されるべき犯罪[より重大な犯罪を意味する]と審理されるべきでない犯罪に分類される。6 つの区分に分類される刑罰には、罰金、財産没収、禁固刑、重労働を伴う懲役刑、終身刑及び死刑がある。罰金を払わない場合は禁固刑に処される可能性があり、異例の長期禁固刑では受刑期間中に 3 カ月以下の独房監禁が発生することもある。」 [79a]

刑事訴訟法

12.30 USSD 国別報告書 2008 によれば、

「刑事訴訟法は、国家機密を伴う訴訟、国家の安全に有害な発言が行われる可能性がある裁判、若しくは特別な安全保障法の規定に基づく裁判を除き、裁判は公開方式で行われるべきだと規定する。被告は無罪と推定され、弁護士を選出することができる。判決は公開で言い渡されなければならない、司法制度のほぼすべての段階に有効な上告手段がある。州政府は経済的に困窮した被告に対し無償の弁護士を提供する。被告がほぼすべての民事及び刑事訴訟において政府が保有する関連証拠を入手する権利は法の許すところであるが、政府は情報を非公開にする権利を保有し、機密に関わるとみなす訴訟ではそれを実行した」 [2e] (第 1 節 e)

12.31 1973年の刑事訴訟法 は、Jammu・Kashmir州を除くインド全域に適用される。(2008 年 6 月 1 日にアクセスしたAsset Recovery) [75]

12.32 New Delhi を拠点とする弁護士及び Punjab 州を拠点とする国際人権擁護団体 Voices for Freedom Asia (VFF)の所長は 2006 年 1 月 12 日付けの Immigration

and Refugee Board of Canada の情報要請への回答の中で、インドの犯罪は審理されるべき犯罪と審理されるべきでない犯罪に分類され、「審理されるべき」犯罪はより重大な犯罪を意味すると記した。

「警察は審理されるべきでない犯罪関係者についても、裁判所が発行する逮捕令状を取得することを義務付けられるが、審理されるべき犯罪関係者に関してはこれを義務付けられない。『審理されるべき事件』は警察官が付則 1(First Schedule)又はその時点で効力を持つ法律に従って令状なしで逮捕できる事例を意味する。『審理されるべきでない犯罪』と『審理されるべきでない事例』は、警察官が令状なしに逮捕する権限を与えられない犯罪及び事件を意味する。New Delhi を拠点とする弁護士によれば、令状なしに逮捕された個人は逮捕から 24 時間以内に出廷しなければならない。」 [97f]

12.33 同じ回答によれば、同法の下に裁判所が発行する逮捕令状は書面で作成され、裁判所長官の署名を付した上、裁判所の押印がなければならない。 [97f]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

13. 逮捕と拘禁－法的権利

一般規定

(警察その他の治安部隊による違法行為については、恣意的逮捕と拘禁も参照のこと。)

13.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米国務省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)によれば、

「被拘禁者に対する逮捕理由の告知、法廷弁護士による代理は法の義務付けるところであり、また予防拘禁法による拘束でない場合は、法の定めに従って逮捕後 24 時間以内に法廷で審問を行い、その時点で被告を追加調査のために再勾留するか釈放しなければならない。しかし、実際には、数千人もの犯罪被疑者は起訴のないまま拘禁され、既に過密状態の刑務所を増員する結果になっている。」 [2e] (第 1 節 d)

「逮捕者の保釈金による保釈と弁護士への迅速な接見の権利は法の定めるところであるが、特に治安法の下に逮捕された者はどちらも受けられないことが多かった。警察が逮捕から 60 ないし 90 日以内に訴追しない場合は、保釈適用の裁判所承認が必須である。多くの場合、保釈金は 485 ルピー(およそ 11 米ドル)から 198,000 ルピー (4500 米ドル)の間で設定された。」 [2e] (第 1 節 d)

「被拘禁者は法により、法定代理人を提供され、家族との面会を許可されるべきである。実際のところ、これはほとんど実行されなかった。」 [2e] (第 1 節 d)

13.02 D.K. Basu 対 West Bengal (1997)の訴訟で、最高裁判所は警察の拘禁について必須手続きを制定した。これには以下が挙げられる。

- 警察は逮捕時刻及び場所を記載する日付記入欄及び摘要欄の中で、逮捕が証人によって確証され、逮捕者の連署が付されていることを立証しなければならない。(HRW、2009 年 8 月)
- 警察署は逮捕に関する情報を添付の上、関連書類の写しを管轄地域の治安判事に送付しなければならない。

- 取調べ期間中、逮捕者とその法定代理人の接見を許可しなければならない。(HRW、2009 年 12 月) [26g] (p59)
- 逮捕を実行する警察官は、明確かつ視認可能な身分証明を付した名札を着用しなければならない。(World Police Encyclopedia、2006 年)
- 逮捕者は本人が要求する場合は、逮捕時に健康診断を受ける権利があり、その後の拘禁期間中は 48 時間ごとに熟練医師の検診を受ける権利がある。
- 逮捕後に拘禁された個人は、その友人、血縁者又は個人が選定する人物に逮捕事実を可能な限り速やかに伝達する権利を与えられる。(World Police Encyclopedia) [110]

2009 年 8 月の Human Rights Watch の報告書によれば、「最高裁判所は D.K. Basu 事件で手続き上の保護措置を義務付けたが、起訴又は外部者への通知もないままに警察が個人を拘束する事例が頻繁に見られる。」 [26g](p64)同報告書はまた、「警察は被疑者を 24 時間以内に治安判事の前に出頭させることを頻繁に怠り、被疑者が家族に拘禁された事実を通知することや弁護人の助言を求めることを許可しないことが多い。 [26g](p65)

治安法

軍特別権限法 (AFSPA)

13.03 2001 年に International Commission of Jurists (ICJ) が公表した論文によれば、

「1958 年の軍(特別権限)法(AFSPA)...は同法が適用される地域での徹底捜査権限を軍及び軍幹部に与えるものである。軍幹部は同法により、集会の自由又は武器或いは武器として使える物品の組立又は携行を禁じる法律違反の容疑又は実行に対し、致命的武力を行使する権利を付与される。軍幹部が治安維持の目的に必要な事前警戒宣言を公布する場合は、それをもってかかる武力を行使することが許される。AFSPA では、軍が必要な場合はかかる武力を行使して、犯罪を実行した者又は実行可能性のある者を令状なしに逮捕することも認めている。 AFSPA の第 6 節により、政府の事前同意書がない場合は AFSPA の下に行動する軍職員を訴える起訴手続きを行うことはできない。 [117] (p176)

13.04 AFSPA の規定によれば、軍幹部は「妨害」と明記される領域において、以下を行う権限を有する。

- 「幹部職員が然るべき警告後に「治安維持のために必要な行動だ」という意見を持つ場合は、法律に反して行動するすべての個人に対する発砲又はそれに代わる武力行使」
- 特定の犯罪を実行したすべての個人、又は「当該犯罪を「実行した又は実行可能性がある」妥当な容疑が存在するすべての個人を令状なく逮捕すること
- 「当該逮捕を実施する目的での家宅侵入及び捜査」

(Vakilno1(日

付不明) [130a]

13.05 2007 年 11 月 20 日の Human Rights Watch の資料によれば、

「インド政府は、軍の人権侵害の説明責任を免除する国軍特別権限法を廃止すべきである。」 Human Rights Watch の南アジア担当上級研究員によれば、「国軍特別権限法はインド軍が殺人罪を免れることを可能にするものである。

「AFSPA はインド北東部 Naga Hills における武装分離主義者の活動に対して軍を配備するための短期的措置として 1958 年 8 月 18 日に制定され、既に 5 年間適用されている。同法はインド北東部全域、特に Assam 州、Nagaland 州、Tripura 州及び Manipur 州で行使されてきた。1980 年代から 90 年代の Punjab 州での分離独立運動でもこれに手を加えた法律が適用され、1990 年からは Jammu・Kashmir 州で適用されている。インド政府高官は、長い間、武装反政府勢力との闘いに向けて、政府軍が超法規的処刑の権限を持つ必要を唱えることで、同法の行使を正当化し続けてきた。虐待、特に超法規的処刑、拷問、強姦及び『失踪』は AFSPA に助長されたのであり、これによってインド国家に対する国民の怒りと幻滅が増大した。こうした怒りと幻滅が、インド北東部及び Jammu・Kashmir 州における過激派集団の繁栄を実現したのである。

「AFSPA は人権侵害を生み出しただけでなく、残虐行為を行っても罪に問われないという特権を軍人に与えてきた。軍人は、中央政府の許可なしには訴追されないとする AFPSA の条文によって保護されてきた。しかも中央政府からかかる許可が出ることは極めて稀である。」

「最高裁判所は人権侵害を防ぐためのガイドラインを出したが、恒常的に無視されている。」 [26c]

- 13.06 Amnesty International の年次報告書 2009 が述べたところによれば、「最近の抗議行動の発生にもかかわらず、インド当局は 1958 年の軍特別権限法の廃止を拒絶した。超法規的処刑、即決処刑(簡易死刑執行)又は恣意的処刑について UN 特別報告官が述べたように、同法は、差迫った危険でない状況下で即時射殺する権限を治安部隊に与え、これによって超法規的処刑が助長されたのである。 [3e]

AFPSA が Jammu・Kashmir 州に与えた影響については[下記](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

国家安全保障法(NSA)

- 13.07 1980 年 12 月に公布された国家安全保障法(NSA)は、『予防拘禁』を認める。同法第 3 節(2)の条文によれば、

「中央政府又は州政府は、いかなる個人についても、同個人が国家安全保障を損なう方法で行動すること、治安維持を損なう方法で行動すること、若しくはコミュニティに不可欠な供給とサービスの維持を損なう方法で行動することを予防する目的でそうすることが必要だと確信する場合は、当該個人の拘禁命令を発することが許される。」 [44i]

- 13.08 2009 年 2 月 25 日に公表された US State Department の人権実践に関する国別報告書 2008 インド編 (USSD 2008)の記述によれば、

「国家安全保障法 (NSA)[1980 年 12 月制定] は、Jammu・Kashmir 州を除くすべての地域において、危険分子とみなされた個人を告訴又は審理なしに 1 年間拘束することを許容する。州政府は拘禁命令を確認する義務があり、この命令は次に、逮捕後 7 週間以内に、高等裁判所の判事 3 名で構成される諮問委員会で審査される。家族及び弁護士は NSA の下に拘禁された被拘禁者に面会することが許され、被拘禁者は 5 日以内(例外的状況では 10 日ないし 15 日以内)に拘禁理由を告知されなければならない。

「人権擁護団体は、NSA の下では、諮問委員会の大まかな審査を経ただけで警察当局は予防拘禁を命令できるようになり、しかもどの裁判所もこの決定を覆す意思はないだろうと懸念を表明した。」 [2e] (第 1 節 d)

13.09 *The Hindu* 紙の 2004 年 9 月の論評によれば、

「インドは国内法が平時における予防拘禁を合憲と認めている世界の数少ない国の 1 つである。... 予防拘禁は通常、通常の法的手続きによる被拘禁者[原文通り]の迅速な有罪判決を保証する十分な治安当局の証拠がない場合に、戦争等の非常事態において敵国兵に講じられる手段である ...通常の成り行きからすれば、予防拘禁法はインドが独立を達成した後に廃止されるはずだったが、恐らくはインド共和国の誕生が多数の命と財産の損失を伴う動乱の最中であつたために、インド憲法の起草者は反国家活動の抑制措置の 1 つとして予防拘禁を持続する決定を下してしまったと思われる。 [60k]

13.10 国家安全保障法の写しは下記で入手できる。

<http://www.satp.org/satporqtp/countries/india/document/actandordinances/NationalSecurityact.htm> [44l]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

テロ防止法(POTA) / 非合法活動防止法(UAPA)

13.11 USSD 2008 によれば、

「政府は 2004 年にテロ防止法(POTA) を廃止し、非合法活動防止法(UAPA) に差し替えた。改訂された UAPA は、より広い範囲の人権保護を規定する。たとえば、強要された自白は裁判の証拠として認められない。

「South Asia Human Rights Documentation Centre (SAHRDC) の報告によれば、現在 POTA の下に拘禁される者は 1,000 人を超え、POTA の下に公開された事件はまだ審理中であつた。連邦相 Kapil Sibal は 12 月、POTA 関連事件は 90 ないし 100 件あると発表した。」 [2e] (第 1 節 d)

13.12 Asia Pacific Human Rights Network が 2004 年 10 月 12 日付けの記事の中で論じたところによれば、

「一部の特定地域では... [違法活動防止法 - UAPA] は POTA を改良したものである。POTA の下では、被疑者を起訴しない状態で最長 180 日まで拘禁することが許される。[UAPA]ではこの規定が排除され、逮捕者はいずれも 24 時間以内に起訴されなければならないと規定する刑事訴訟法第 167 条(2)(a)に沿った拘禁可能期間が導入された。現在は刑事訴訟法に従って、被疑者は保釈申請を行うことができる。

「POTA の規定は、取調べと称した重大な職権濫用を生み出し、拷問や残忍、非人道的又は品位を傷つける取扱いが発生することになった... POTA の下に『すべての高官』に情報を提供する義務も撤廃された ... 起訴の原点となる立証責任の逆転も同等に重要である... しかし、[UAPA]では無罪の推定は十分に修復されなかった。

「POTA の特別裁判所の廃止に伴い、司法の独立が回復した。」

「テロ行為の[その]曖昧な定義は、TADA から POTA にそのまま引き継がれている。TADA 及び POTA が悪用された主な原因はこの曖昧な定義であり、[UAPA]になっても何も変わらない...ことを疑う理由はない。POTA と同様に、[UAPA]の第 15 節では、『テロ行為』の定義が極めて広義であるため、通常の殺人、強盗及び窃盗事件も含まれる可能性がある。

「[UAPA]では、収集された傍受データが認定なしに証拠として採用されるように、電話傍受その他のプライバシー侵害を阻止する保護措置が完全に排除された。

「2004 年の改正違法活動(防止)[法]では、POTA の悪用を招いた多くの欠陥が是正されているが、その一方で POTA の不健全な規定がそのまま残されていることも間違いない。」 [123]

改正違法活動(防止)法 2008

13.13 2008 年 12 月 17 日、UAPA 改正法案が議会で可決された。Asia Pacific Human Rights Network が 2009 年 1 月 22 日の報告書の中で述べたところによれば、

特に『テロ行為』の広義の定義によって、起訴前拘禁の最長期間が 180 日に延長された他、即決裁判所が設立され、保釈請求権利が制限される結果になった。

[123b]

JAMMU・KASHMIR 州: 治安法

Jammu・Kashmir 州の軍特別権限法

13.14 USSD 2008 によれば

「1990 年の Jammu・Kashmir 州国軍特別権限法は『いかなる個人に対しても訴追手続き、訴訟その他の法的手続きを開始する場合は』中央政府の承認が必要であると述べており、これについて懸念が提起された。同法は治安部隊が、容疑者を射殺し、過激分離主義集団の隠れ家若しくは武器庫と疑われる構造物を破壊することを許容する。人権擁護組織の主張によれば、この規定は治安部隊が免責特権を踏まえて行動することを可能にした。」 [2e] (第 1 節 g)

公安法

13.15 逮捕と拘禁を規制するもう 1 つの法律に公安法 (PSA) があり、これは Jammu・Kashmir 州にのみ適用されるもので、「... 国家当局が訴追及び審理なしに最長 2 年間まで個人を拘禁すること」を可能にした。この期間中、被拘禁者は家族又は法廷弁護士との面会を許されない。Jammu and Kashmir Police の署長によれば、当局は PSA の下に 2005 年に 473 人、2006 年には 420 人を逮捕した。ACHR によれば、Jammu・Kashmir 州では PSA の下に 140 人の外国人が収監されていた。(USSD 国別報告書 2007) [2c] (第 1 節 d)

13.16 International Commission of Jurists (ICJ) によれば、「1987 年の Jammu・Kashmir 州公安法 (PSA) は... 虐待とそれに伴う人権侵害を引き起こす原因として頻繁に取上げられた。例えば、PSA の下では、7 週間の勾留期間後、高等裁判所判事 3 人の承認を条件に、安全保障上の危険があるとみなされる個人を最長 1 年まで起訴のないまま拘禁することが許される。(ICJ, 2001) [117a]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

14. 刑務所の現状

14.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)の記述によれば、

「刑務所の現状は生命を脅かすもので、国際基準を満たしていなかった。刑務所はひどい過密状態で、食事も保健医療も不十分であった。内務省が 4 月 16 日に述べたところでは、2007 年以降に全国の刑務所で登録された人権侵害訴訟は 38,366 件に上った。最新の 2006 NHRC 報告の指摘によれば、インドの刑務所は各刑務所の認定収容人数に比して平均 38.5%の過密状態であった。同報告書によれば、インドの刑務所は認定収容数 234,462 人に対し 324,852 人を収容していた。」 [2e] (第 1 節 c) (刑務所及び拘禁施設の現状)

14.02 同報告書の続きによれば、

「2006 NHRC 報告書によれば、受刑中の死亡の大半は、刑務所の劣悪な現状で病状が悪化した結核及び HIV/エイズ等による自然死であった。NHRC は州刑務所当局に全受刑者を対象とする身体検査を実施させる意図で特別報告官を派遣した。当局はかかる死因による死亡者数について情報を公開しなかった。」 [2e] (第 1 節 c)

14.03 USSD 2008 はまた、「地方自治体は拘禁中の死を隠蔽していると思われたため、NHRC と裁判所は一部の加害者を調査の上告訴した。裁判所は最近親者に対する 17,600 から 97,000 ルピー(およそ 400 から 2,200 米ドル) の賠償金支払いを命じたが、NGO の情報筋の主張では、血縁者は賠償金を受領するために賄賂を払わされることが多く、そうでない場合は一銭も支払われなかった。」 [2e] (第 1 節 a)

14.04 同じ情報源によれば、「政府は一部の NGO が規定方針の範囲内で刑務所を調査することを許可したが、その調査結果は多くの場合、政府との取決めにより秘密情報にされた。新聞報道や議会の質疑が増えるにつれて、拘禁中の虐待に対する国民意識の高まりが明らかになった。NHRC は拷問及び拘禁中の死を最優先懸念事項の 1 つに特定した。」 [2e] (第 1 節 c)

14.05 同報告書によれば、「法の下に、青少年は更生施設に拘禁されなければならないが、場合によっては刑務所、特に農村地域の刑務所に収監されることがあった。未決拘禁者と受刑者は分離されなかった。[2e] (第 1 節 c)

14.06 USSD 2008 の続きによれば、

「内務省によれば、International Committee of the Red Cross (ICRC) は 2005 年以降、Jammu・Kashmir 州の 25 の全認定拘禁施設を含む 67 の拘禁施設と、Kashmir 州民を収容する他地域の全施設を、延べ 832 回訪問した。ICRC は尋問施設や一時受入れ施設の訪問、並びに北東各州の拘禁施設への定期的な立入りを禁じられた。」 [2e] (第 1 節 c)

14.07 2008 年 8 月に人権保護法が改正され、州刑務所への訪問について NHRC が事前通知の上承認を得る義務が排除された。

14.08 Asian Centre for Human Rights が 2007 年 11 月 20 日に United Nations Human Rights Council に提出した普遍的定期的審査に基づく利害関係者の報告によれば、

「インドの刑務所の見本とされる Tihar Jails は極限の過密状態にあり、Delhi 高等裁判所は 2007 年 6 月、そのひどさのあまり『You (刑務所当局者)は受刑者が死んでから治療を施す』と述べた。同高等裁判所が任命した 3 人構成の調査委員会は調査の結果、監房はひどく過密状態で、医療施設は『存在しない』も同然であり、刑務所内は水も空調設備も極めて不足していることを明らかにした。Delhi 高等裁判所は 2007 年 11 月 7 日、National Human Rights Commission の検討対象となる苦情文書を受刑者が入れられるよう所内に「陳情書箱」を設置するよう Tihar 刑務所当局に命令した。しかし、NHRC は人権保護法の下に、刑務所を訪問する前に州当局に事前情報を提供しなければならない。」 [18b]

14.09 2008 年 5 月 21 日の BBC の報道によれば、インドとパキстанは両国の刑務所への立入り許可を拡大する協定に調印した。[32r]

14.10 London University の Kings College で行われた International Centre for Prison Studies によれば、2006 年 12 月 31 日時点で、インドには 111 の連邦刑務所、293 の県刑務所、852 の臨時刑務所、15 の女囚刑務所、27 の開放型刑務所、

20 の特別刑務所、10 の Borstal school 及びその他の刑務所が 8 箇所ある(2009 年 9 月 7 日に更新された『インドの刑務所の概要』)。**[105a]**

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

15. 死刑

15.01 Amnesty International が 2008 年 5 月 2 日付けの報告書『インドにおける死刑: 死のくじ引き(概略報告)』の中で述べたところによれば、死刑を規定する法律は大きく分けて 2 つある。これはインド刑法(IPC)と特別法又は現地法である。刑法の下では、以下の 9 つの刑事犯罪が規定されている (Amnesty International、2008 年 5 月 2 日)。

- 「インド政府に対する反対運動に向けた反逆(s.121)
- 暴動実行の扇動(s.132)
- 無実の個人の有罪判決及び死につながる偽証行為(s.194)
- 無実の個人の有罪判決及び死につながる偽証を意図した脅迫又は誘導行為(s.195A)
- 殺人 (s.302) 及び終身囚による殺人 (s. 303)。後者は最高裁判所によって無効にされたが、IPC にはまだ残っている。
- 少数派の精神障害者又は酩酊者による自殺教唆(s.305)
- 終身囚による殺人未遂(s.307(2))
- 身代金目的の誘拐(s.364A)
- 強盗殺人[武装強盗又は武装山賊] (s.396)である。」 [3c] (脚注 4)

15.02 同じ情報源によれば、特別法又は現地法には上記以外に、死刑判決になり得る少なくとも 14 の刑事犯罪が規定されている。上記の詳細は 2008 年 5 月 2 日の AI 報告書の脚注 5 に記載されている。 [3c]

15.03 インド最高裁判所は、死刑は「これ以上ない希少な」事例に限って規定することができるとの裁定を下した。しかし、上記の事例はこれまで定義されたことがなく、明確な指針が存在しないため、この語句の解釈と死刑判決の適否の判断は個々の判事に委ねられている。(2007 年 5 月 30 日にアクセスした Amnesty International のインド: 死刑) [3d]

15.04 上訴権に関する 2008 年 5 月 2 日の Amnesty International 報告書の記録によれば、

「インド最高裁判所を最初の上訴裁判所とする一部のテロ対策法に従う場合を除き、高等裁判所は死刑宣告された個人の最初の上訴裁判所の役割を果たす

... 第 1 審裁判所が死刑を宣告しなかった場合は、州は刑の強化を求めて高等裁判所に控訴することができる。高等裁判所が第 1 審裁判所の無罪判決を無効とし死刑を宣告した場合を除き、最高裁判所に控訴する自動的な権利は認められない。高等裁判所が第 1 審裁判所の判決を死刑に強化する場合でも、最高裁判所に控訴する自動的な権利は認められない。最高裁判所に上訴を申立てる『特別許可』は、高等裁判所又は最高裁判所から付与されなければならない...上級裁判所が死刑を確定する場合は、その時点で死刑裁判の司法審理は終了する。被告はこの段階で州又は中央行政府に恩赦申請を提出することができる。インド憲法第 72 条及び第 161 条の下に、州知事及びインド大統領は恩赦又は減刑を認める権限を与えられる。」 [3c]

15.05 同報告書の続きによれば、

「インド政府にはこれまでの死刑執行数と現在の死刑執行待機者数を開示する意向を示していない。最新の公式数字によれば、2005 年 12 月 31 日時点で 273 人に死刑が執行された。しかし、この数字を公表する **National Crime Records Bureau** は、その死刑囚が第 1 審裁判所で判決を宣告され、その判決が高等裁判所又は最高裁判所で支持された死刑囚か、赦免嘆願書が未決又は行政府によって棄却された死刑囚かは区別していない。**Amnesty International** はこの数字は実際よりかなり少ないと確信する。2006 年から 2007 年までに少なくとも 140 人が死刑判決を宣告されたと考えられている。今わかっている中では、このうち 44 人が死刑囚監房の中でインド大統領の赦免嘆願書に対する決定(最後の頼みの綱)を待機している。一部の死刑囚は刑の執行が間近に迫っている可能性がある。インドの死刑執行は絞首刑により行われる。」 [3c]

15.06 **Amnesty International** が 2009 年 5 月 28 日に公表された年次報告書(2008 年の出来事)の中で述べたところによれば、

「インド当局は死刑執行数及び死刑囚監の収容者について詳細情報を公表しなかった。ただし知る限りでは、[2008 年]を通じて死刑は一件も執行されなかった。死刑は『本当に稀な事件』の場合にのみ行使されるという政府の主張にもかかわらず、裁判所が死刑を宣告した人数は少なくとも 70 人に上った。**[National Human Rights Council]** は死刑の適用について調査を開始した。」 [3e]

16. 政治的所属

政治的発言の自由

16.01 Freedom House の世界の自由 2008 インド編によれば、

「インドは独立以来、定期的かつ適度に自由な選挙を実施する成熟した民主国家である。多数の地域政党及び全国政党が参加するため、現行政府がその地位を追われる事例が次第に増えてきている。Election Commission of India (ECI) の慎重な監督の下に、近年の選挙は概ね自由かつ公正に行われた。2004 年春に実施された直近の総選挙では、選挙関連の武力衝突が減少した一方で、電子投票機械の導入にもかかわらず、Bihar 州では票の買収その他の小さな不正行為が発生した。州議会選挙期間中の武力衝突も減少した。しかし、有権者名簿の不十分な管理と一部の地域で発生した有権者に対する脅迫行為は、依然として憂慮すべき問題である。」

[43a]

[最近の展開](#)、第 17 節: [言論とメディアの自由](#) 及び第 6 節: [政治制度](#) 及び 第 18 節: [人権機関、人権組織及び人権活動家](#) も参照のこと。

結社と集会の自由

16.02 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)によれば、

「政府当局は通常の場合、抗議行進又は抗議デモの実施に先立って許可を取得し通知することを義務付けた。地方自治体は、市町村が時として分離主義政党の大会の許可を拒否し、平和的抗議運動に参加した分離主義者を拘束した Jammu・Kashmir 州を除き、通常は平和的抗議運動の権利を尊重した。国民間に緊張が生じる期間は、政府当局は市民集会を禁止するか刑事訴訟法の下に制

約を与えることが許される。治安部隊については、厳重な措置が保証されたことを主張する、若しくは抗議デモ中の武力衝突からデモ参加者を保護する義務を放棄するという行動も一部で見られた。 [2e] (第 2 節 b)

16.03 USSD 2008 報告書によれば、

「労働者が事前承認又は過剰な必要条件なしに自身の選んだ労働組合を結成しそれに加盟することは法の認めるところであり、実際のところ、政府は概ねこの権利を尊重した。しかし、インドの労働力が 4 億人を超える一方で、正規部門で就労するのはわずか 3000 万人であり、残りは農業労働者とそれより重要性が低い都市部の非工業部門労働者であった。農業労働者及び非正規部門労働者を代表する労働組合もあったが、1300 ないし 1500 万人と推定されるインドの労働組合員の大多数は正規部門に属していた。組織労働者のおよそ 80% は、5 大労働組合の 1 つに所属する労働組合員であった。」 [2e] (第 6 節 a)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

野党と政治活動

16.04 USSD の国別報告書 2007 によれば、「インドは多党選挙で選出された代表で構成される議会民主制国家である。2004 年 4 月から 5 月にかけて行われた自由かつ公正な連邦議会選挙を経て、政権交代が実現した。...各政党は規制や外部の干渉を受けることなく活動することができた。」 [2c] (第 3 節) 2009 年に 7 月に公表された 2008 年の出来事を網羅する Freedom House の報告書、*世界の自由 2009* の記述によれば、「多様な政党が自由に活動しており、平和的政治活動に対する規制はない。」 [43a]

過激派反政府勢の情報については第 4 節: [2009 年 4 月から 5 月の総選挙及び第 11 節 非政府軍](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

17. 言論とメディアの自由

17.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)によれば、

「言論と表現の自由は憲法の定めるところであるが、報道の自由は明示的に言及されていない。実際のところ、政府はこの権利を概ね尊重した。民間報道機関と実効的な司法措置、そして現行の民主的政治体制が結合して、報道を含む言論の自由が保証された。1923 年の国家機密保護法の下に、政府は国家に危害を及ぼし得る情報を公表又は伝達するすべての個人を告発することができる。しかし、2008 年を通じてかかる事例は報告されなかった。」 [2e] (第 2 節 a)

17.02 同報告書の続きによれば、

「独立系の新聞雑誌は定期的に刊行され、テレビの各放送局は、政府の不正行為疑惑を含め、調査報告を放送する。報道機関は概ね人権を尊重し、世間で認識された政府の過失を批判した。ほぼすべての印刷メディア及びテレビ局の 8 割は民間企業である。

「ラジオを除き、外国メディアは概ね自由な活動を許可された。広い範囲に普及した民間衛星テレビ局は、国営テレビ局 Doordarshan(への参入)をめぐって競争を展開した。この国営テレビ局は報道内容を操作した疑惑があったため、一部の民間衛星チャンネルはその所有者が支持する政党の基盤の宣伝活動を行った。インド行政府は 9 月 19 日、一部の報道雑誌社に地元版の刊行を許可した。これまで外国誌に許可されたのは科学雑誌、技術工学誌及び専門誌の刊行のみであった。」 [2e] (第 2 節 a)

17.03 Freedom House 報告書『世界の自由 2008 – インド編』によると、

「民間メディアは概ね精力的な活動を続けており、南アジアで最も自由な存在であるが、ジャーナリストは多くの制約に直面している。言論と表現の自由は憲法の保護するところであるが、メディアの自由は明示的に言及していない。政府は場合によっては、安全保障関連の記事を検閲する意図で国家機密保護法の下にその権限を行使することがある。州及び連邦当局も時として他の国家安全保障法、例えば法廷侮辱罪や名誉毀損法を行使し、メディアその他の批判的

発言を抑制した。議会は 2006 年に、真実を防衛手段として導入する法廷侮辱罪法を可決した。しかし、地元の専門家団体が非難した問題の試訴において、連邦裁判所は 2007 年 9 月、元主席判事が息子に有利な判決を宣告したことを非難したとして、『Mid-Day』紙の発行人及び 編集長 2 人と挿絵者 1 人に法廷侮辱罪で禁固 4 カ月を言い渡した。4 人は最終的に上告申請中に釈放された。」 [43a]

17.04 Freedom House 報告書の続きによれば、

「ジャーナリストは依然として脅迫の対象である。2007 年を通じて、ニュース記事の報道中に報道記者が警察その他の集団に攻撃され拘禁される事件が相次いで発生した。右翼団体、反政府勢力若しくは地方自治体幹部に拉致又は脅迫される事件や新聞社が襲撃される事件もあった。報道機関の職員は、農村地域、ならびに Chhattisgarh 州、Kashmir 地域、Assam 州及び Manipur 州等の反政府勢力が支配する州では特に攻撃対象になりやすい。Committee to Protect Journalists によれば、2007 年を通じて Manipur 州の状況は悪化し、ジャーナリストは『非合法組織』が行った声明の公表を一切禁止する新たな指令を州政府から与えられた上、対立する過激派集団からも脅迫行為を受けた。メディア各支局は、2007 年を通じて少なくとも 2 回は報道活動の一時中止という形式で圧力を受けた。一部の州がインターネットカフェの顧客登録を義務付ける条例を提案したが、インドではインターネットアクセスは概ね規制されなかった。潜在的に挑発的な書籍及び画像とみなされる場合は、連邦政府又は州政府はこれを発禁又は検閲することがある。」 [43a]

17.05 2009 年 8 月 19 日に更新された BBC カントリープロフィールによれば、「インドの報道機関は精力的に活動している。中間層の増大が牽引役となって、新聞の発行部数が増大し、新刊の日刊紙と既刊の日刊紙の購読者争いが起こっている。」同じ資料の報告によれば、「1992 年に国営テレビ局の独占体制が崩れて以来、インドのテレビ放送は飛躍的に発展した。チャンネル数は増え続けている... インターネットの利用者が大幅に増大し、2007 年 9 月時点で、インド国民の加入者はおよそ 6000 万人であった。」 [32h]

17.06 また BBC News の カントリープロフィールによれば、ラジオでのニュース報道は国営の All India Radio (AIR) だけが許可されている。 [32h]

- 17.07 2008 年 9 月から 2009 年 9 月までの期間を扱った **Reporters Without Borders** の 2009 年に関する『世界報道の自由指数』は、インドを世界 175 カ国中 105 位に指定した(順位が低い程自由度が低い)。この結果は前年度よりも向上したことになる。 [42b]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

ジャーナリストの扱い

- 17.08 **Reporters Without Borders** が 2009 年次報告書の中で述べたところでは、「インド政府は報道の自由を概ね支持する法的枠組みを提供する...しかし、報道の自由が政治家、宗教団体及び犯罪組織の脅威にさらされている一部の州では、ジャーナリストの安全が懸念される...ジャーナリストはインド北東部州の武装集団や **Kashmir** 地域の過激派及び治安部隊にも注意しなければならない。」同報告書によれば、「司法体制は宗教団体や腐敗した警察幹部の圧力下であり、ジャーナリストへの起訴及び拘禁の行使を乱用する事例も確認されている。」 [42a]

- 17.09 2009 年 2 月に公表された **Committee for the Protection of Journalists (CPJ)** の 2008 年の報道への攻撃に関する報告書によれば、

「2008 年を通じて、分離主義者及び反政府勢力と州政府との局地紛争は、特に農村地域を拠点とするインド人ジャーナリストに危険かつ不安定な状況を創出した。**Kashmir** の問題地域での武力衝突では、ジャーナリスト 2 人が命を失い、北東部 **Assam** 州で発生した分離主義者の反乱では別のジャーナリスト 2 人が死亡した。北部 **Bihar** 州では、ゲリラ集団によってジャーナリスト 1 人が殺害されたということである。」 [42b]

- 17.10 同報告書の続きによれば、

「**Kashmir** 地域の現地ジャーナリストの話では、報道関係の状況は過去数年に比べて悪化した。新聞売りに夜間外出許可が与えられなくなり、新聞の配布に支障をきたしている... ジャーナリストの利益を尊重した国内措置はほとんど講じられなかった。」**Outlook weekly** の編集長 **Vinod Mehta** told はインドで取材を受けた **Press Club of India** に対し「**Delhi** を拠点とする我々も、インド各地で起こっている事件について何もわからない。」と答えた。 ジャーナリストに

対する攻撃や拘禁は Assam 州、Chhattisgarh 州さらに Bihar 州でも発生した。

[42b]

- 17.11 2009 年 1 月 8 日に Committee to Protect Journalists が報告したところによれば、Karnataka 州のメディアグループ Chithra Publications の代表が、ジャイナ教徒を批判した可能性がある記事を公表した同グループの新聞 2 紙に関連する 2 年前の刑事犯罪で拘禁された。[46a] 2009 年 2 月、Kolkata を拠点とする新聞社 *The Statesman* 紙の編集長と発行担当者が、ムスリムとキリスト教の感性を攻撃した英国紙の記事を転載したことをきっかけに、『宗教感情を扇動した』としてインド刑法の下に告訴された。(CPJ、2009 年 2 月 13 日) [46d] 2009 年 3 月、Assam 州の日刊紙「*Aji*」の編集長 Anil Majumdar が Assam 州都 Guwahati の Rajgarh で自宅を出たところを射殺された。(CPJ、2009 年 3 月 24 日) [46e] 2009 年 7 月、Srinagar 州警察は、行方不明の青年 Asrar Mushtaq Dar の家族が警察拘留中に『失踪した』可能性を危惧していると報道しようとしたジャーナリスト 2 人を逮捕すると言って脅迫した。(CPJ、2009 年 8 月 7 日) [46f]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

18. 人権機関、人権組織及び人権活動家

NATIONAL AND STATE HUMAN RIGHTS COMMISSIONS

18.01 National Human Rights Commission (NHRC)はインド政府が 1993 年の人権保護法(2006 年改正)の下に設立した組織である。NHRC は政府から独立して活動し、*suo motu*(自主的に) 或いは被害者又はその代理人が委員会に提示した陳情書に基づいて、人権侵害の異議申立てや人権侵害の教唆又は侵害防止の怠慢について調査を行うことができる。同委員会はその調査段階において、民事訴訟法の下に訴訟を審理する民事裁判所の権限を与えられる。軍職員による人権侵害の異議申立てを扱う場合は、同委員会は中央政府に報告書提出を要求することが可能で、この報告書を受領した時点から、訴訟手続きを行う決定を下し、政府にそれを提言することが許される。中央政府は 3 カ月以内又は委員会が提示した追加期間内に実施措置について報告しなければならない。(2008 年 6 月にアクセスした National Human Rights Commission)[47a]

18.02 人権保護法は 2006 年に改正され、この結果 NHRC の権限は拡大された。その一例として、NHRC は現在 – 調査の過程又は調査後に – 被害者への賠償金弁済又は起訴手続きの開始を勧告することが許される。(NHRC のウェブサイト) [47a] USSD 2008 報告書の記録によれば、人権保護法は 2008 年 8 月に再改正され、州立刑務所を訪問する際の事前通知及び事前承認の義務が排除された。[2e] (第 4 節)

18.03 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008)は、NHRC の義務に特定の制限が設けられていると述べた。

「NHRC は申立てを調査する法的権限を与えられず、唯一可能なのは州政府に報告書を提出するよう要求することだけであつた。州政府は多くの場合この要請を無視し、NHRC の勧告を実施することはほとんどなかった...ACHR [Asian Centre for Human Rights]等の人権擁護団体は、NHRC はすべての苦情申立てを登録したわけではなく、取るに足らない理由で訴えを却下し、申立て者を適切に保護しなかった上、事件の徹底調査を怠ったと主張した」 [2e] (第 4 節)

- 18.04 同じ情報源によれば、「NHRC が 2007 年に受理した人権侵害の申立ては 76,444 件に上った。The NHRC は数年前から持ち越された事件を含め 101,272 件を終結させた。委員会は 86 の事件において総額 15,050,000 ルピー(およそ 350,000 米ドル)の一時的救済を提言した。[2e] (第 4 節)
- 18.05 National Commission とほぼ同じ機能及び権限を持つ州レベルの人権委員会の創設は、人権保護法 1993 でも認定されている。2009 年 3 月 5 日にアクセスした NHRC のウェブサイトは、これまでに創設された州の人権委員会を記載している。これは Andhra Pradesh 州、Assam 州、Himachal Pradesh 州、Jammu・Kashmir 州、Kerala 州、Madhya Pradesh 州、Maharashtra 州、Manipur 州、Orissa 州、Punjab 州、Rajasthan 州、Tamil Nadu 州、Uttar Pradesh 州、West Bengal 州、Chhattisgarh 州、Karnataka 州及び Gujarat 州である。[47b] 2008 年 3 月 11 日に公表された US State Department の人権実践に関する国別報告書 2007 は「...人権擁護団体は、州人権委員会は NHRC と同様に地元政治家の影響を受けており、公正な裁判が行われる見込みはない。」と評した。[2c] (第 4 節)

人権擁護 NGO と活動家

- 18.06 2009 年 11 月 20 日にアクセスしたダブリンに拠点を置く人権擁護団体の保護基金 Front Line(日付不明)によれば、

「インドでは、活発で多様な非政府組織が活動しており、その多くが高い程度の結社の自由並びに表現の自由を享受しているが、特定の分野で特定の問題について活動する人権擁護団体の保護と安全については、依然として深刻な懸念がある。一部の人権擁護団体が恣意的逮捕及び拘禁を受ける事例や、個人の安全が危険にさらされる事例も確認されている。これまで標的にされてきたのは、警察や国軍による人権侵害の申立てを取上げる人権擁護団体、また環境問題や土地の利権を中心に運動を行う人権擁護団体である。

「UN Special Representative on Human Rights Defenders によれば、『インドの人権擁護団体は様々な国民の権利に加え、カースト差別、子供の権利、環境問題、グローバリゼーションと人権、居住権、先住民の権利、LGBT の権利、女性の権利及び人身売買等の政治、経済、社会及び文化的権利 について活動している。』これには、ダリット、アディバシその他の先住民に対する差別撤廃を擁護する人権擁護団体、並びに Jammu・Kashmir 州その他の市民暴動地

域における人権向上を追求する団体などが含まれる... 伝えられるところによれば、人権問題推進運動を展開する擁護団体は、移動の自由を制限され、恣意的な逮捕、拘禁及び刑事告訴、警察拘留中の拷問及び虐待、嫌がらせ行為、脅迫、襲撃、超法規的処刑の対象にされた。UN Special Representative によれば、人権擁護団体に行われた侵害事件は、免責特権が適用される傾向にあるようである。(インドの概要、日付不明) [101c]

- 18.07 Asian Centre for Human Rights は 2008 年 6 月 25 日に公表されたインド人権報告書 2008 の中で、人権擁護組織は国内のどの地域でも実効的存在を確立していないと論評した。それによれば、

「民主主義国家は強力な市民社会を要求する。だが、インドの多くの州では人権状況監視がほとんど行われていない。[この]報告書はインドにおける人権状況監視の欠如 – 民主主義国家としての極端な低級さを明らかにするものである。(他の国なら中規模国家に相当する)多くの州には、人権保護を担当する州機関がなく、信じ難いことに人権侵害を監視する信頼できる人権擁護組織もない。この状況に寄与した主な要因は、非常事態時代の法律、つまり 1976 年の外国貢献規制法である。同法は人権状況監視の支持を実効的に抑制する。これは非生産的な法律である。[18a] (pVIII)

- 18.08 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008)の記述によれば、

内務省は 2006 年、適切な書類手続きを行わなかったとして、外国貢献規制法 (FCRA)の下に 8,673 組織に外国からの資金受取りを禁止した。NGO は FCRA を限定的とした上で、必須の書類手続きがいつ必要かを通知しなかった政府の怠慢を主張した。2007 年 12 月の時点で、FCRA の下にさらに 475 の組織が資金を付与された。内務省 2007 年度年次報告書によれば、FCRA の下に 475 の組織が登録を許可され、255 団体が外国資金受取りの事前許可を付与された。

- 18.09 The Freedom House が世界の自由 2008 インド編の中で述べたところでは、

「人権擁護団体は概ね自由に活動した。しかし、人権団体は、警察による脅迫、法的嫌がらせ、過剰な武力行使、さらに場合によっては致死暴力を利用した人権擁護者への脅迫行為について懸念を表明した。Human Rights Watch によれば、Gujarat 州では 2002 年のコミュナル暴動後に法の裁きを求めた複数の個人

及び組織 が、警察を含む州当局からの嫌がらせ、税務調査及び脅迫電話を受けた。Chhattisgarh 州では 2007 年を通じて、人権擁護者に対する脅迫や嫌がらせが増加した。人権活動家の活動は 2001 年の内務省令により妨害される場合がある。これは、対象となる問題が『政治性、若干の政治性、地域性又は宗教性を帯びる場合若しくは人権に関連する場合で、人権組織はこれらの場合には、同法の下に、国際会議又はワークショップの開催に先立って認可を取得しなければならない。外国の監視団は人権問題に関する国内調査旅行に対し、査証の発給を拒否されることがある。[43a]

- 18.10 2009 年 5 月 25 日の BBC News の報道によれば、最高裁判所は著名な公衆衛生専門家で人権活動家の Dr Binayak Sen の釈放を命じた。同氏は Chhattisgarh 州の暴動におけるナクサライト(毛沢東主義派)への協力容疑で起訴された後、違法活動防止法の下に拘禁され、2 年間収監されていた。 Dr Sen は罪状を否認している。同氏は 2008 年の裁判の場で毛沢東主義派を支持しなかったと供述した。[32ao]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

19. 汚職

第 12 節: 司法の腐敗 及び第 9 節: 治安部隊も参照のこと。

19.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)が序論の中で述べたところによれば、「汚職は政府及び警察のあらゆるレベルで存在し、この問題に対応する試みは成功しなかった…」また、「公務員の汚職に対する刑事罰は法の定めるところであるが、実際のところ、公務員は汚職を行っても免責特権によって刑罰を逃れることが多かった。」[2e] (第 3 節)

19.02 Freedom House が世界の自由 2008 インド編報告書の中で述べたところによれば、

「政府の実効性と責任説明は、広がる政治の犯罪、古色蒼然とした国家機関さらに汚職の蔓延によって徐々に弱まっている.... 選挙制度は脱税その他の手段で手に入れた「黒い金」に依存している。政治家と公務員は賄賂受領その他の汚職行為で頻繁に逮捕されている。最近のある事件では、11 人の議員 (MP) が下院議会での特別質問の見返りとして現金を受け取った場面を撮影され、その後辞任に追い込まれた。こうした事実に加え、特に州議会では犯罪歴を持つ候補者がこれまで多数選出されてきた。候補者の金融資産、犯罪歴及び学歴の公開は法の義務付けるところであるが、現在重い刑事罰を受けている MP がそうであるように、組織犯罪に関わる人物や申告されない金の力で当選した人物が次々と立法議員の役職に就いている。前向きな点では、2005 年の情報権利法によって国民に記録を閲覧する機会が増えたことで、官僚機構の透明性が改善されたと言われている。しかし、官僚機構の汚職を暴露しようとする内部密告者その他の活動家は、頻繁に脅迫や出世の妨害を受けている」 [43a]

19.03 2009 年 11 月に公表された 2009 年腐敗認識指数 (CPI) で、Transparency International は世界腐敗順位においてインドを 180 カ国中 84 位に指定し、CPI スコアを 3.4 とした(CPI スコアは実業家や各国アナリストが見た腐敗度の認識に関係し、10 (極めて透明)から 0 (極めて腐敗)の範囲である)。 [72c]

19.04 2008 年 6 月 1 日にアクセスし **Government of India Central Vigilance Commission** ウェブサイト(日付不明)によれば、「インド政府は **Central Vigilance Commission** を『指定機関』として認定し、『開示に対する異議申立て又は省庁の腐敗や不正使用の申立てに関する苦情書を受理し、適切な措置を提言する』権限を与えた。」 **[24a]**

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

20. 信教の自由

概観

20.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)が信教の自由の序論節の中でのべたところによれば、

「政教分離政府及び信教の自由の保護は法の定めるところであり、実際のところ、中央政府は概ねこの規定を尊重した。信教の自由の侵害に対する救済は、概ね法の定めるところだが、宗教的暴力の多くの事例において、これは厳密又は実効的に実施されなかった。インド中央政府は、法と秩序の維持に対する専属管轄権を州政府に与えており、このことが、信教の自由侵害を含む州レベルの人権侵害に直接対処する中央政府の能力を制限している。」 [2e] (第 2 節 c)

20.02 2008 年 7 月 1 日－2009 年 6 月 30 日までの期間を扱った US Department of State の世界の宗教の自由に関する報告書 2009 (USIRF 2009 報告書)によれば、インドは国教を指定しない政教分離国家である。インドは古くからあらゆる宗教的伝統を育む恵まれた土壌であり、個人が自ら選択した宗教を実践する権利が憲法で保護されている。 [2b] (第 II 節) USIRF 2009 報告書の続きによれば、

「インドは複数の宗派－ ヒンドゥー教、仏教、ジャイナ教及びシク教 － の発祥地であり、ユダヤ教徒、ゾロアスター教徒、ムスリム及びキリスト教徒コミュニティの祖国としての歴史は数千年を超える。インド国民はどの宗派も多数派は平和的に共存しているが、少数派宗教集団に対しては組織的なコミューナル暴力が発生した。インドの民主主義制度、開放的社会、独立した法律機関、活発な市民社会及び自由闊達な報道機関はいずれも、信教の自由侵害が発生した時にそれに取組むメカニズムを提供するものである。」 [2b] (序論)

20.03 宗教又は信条の自由に関する UN 特別報告官 Asma Jahangir は 2008 年 3 月のインド使節代表团に参加した。2009 年 1 月 26 日に公表された報告の中で同氏が述べたところによれば、

「インド憲法第 26 条によれば、すべての宗派又はそれに属するすべての宗教部門は、社会秩序、道徳及び衛生を冒さないことを条件に、宗教的問題に関し

ては自派の中で行動する権利を有する。インドには婚姻、離婚、慰謝料、親権、子供の後見人、後継問題を含む相続及び養子縁組等の家族関係全般を統制する様々な個人身分法がある。個人身分法は大きく分けて **5 種類**あり、ヒンドゥー、仏教徒、ジャイナ教徒及びシク教徒を対象とする個人身分法と、キリスト教徒、ユダヤ教徒、ムスリム及びゾロアスター教徒(パーシ人)の各法に分かれる。ヒンドゥーとムスリムの個人身分法はそれぞれのコミュニティの異なる学派にも対応している... インドには個人身分法における不平等及び異なるコミュニティの個人身分法間の不平等、特に女性の権利に関する不平等を解決する法律学が多数ある。

「女性の権利拡大活動家は、各宗教コミュニティを統制する個人身分法において、特にジェンダーを基準にしたいくつかの差別的側面について懸念している。

「**1993 年**、インド政府は **1992 年**のインド少数派委員会法の第 **2 節(c)** の下に、ムスリム、キリスト教徒、シク教徒、仏教徒及びゾロアスター教徒(パーシ人)を『少数派』コミュニティに特定した。**National Commission for Minorities** は、『少数派』の利益保護を配慮した保護措置を中央政府及び州政府が実効的に実施するための勧告を行う他、『少数派』の権利と保護の剥奪に関する具体的な苦情を調査した上で、適切な政府当局と協力してかかる問題を検討することを義務づけられている。」 [6d]

20.04 USIRF 2009 報告書によれば、

「宗教を規制する連邦法及び州法には、**1976 年**の外国貢献規制法 (FCRA) 、州レベルの複数の『改宗禁止』法、**Andhra Pradesh** 州布教禁止法、**1967 年**の違法活動防止法、**1988 年**の宗教法人(不正行為防止)法、**1946 年**の外国人法及び **1869 年**のインド離婚法などがある... **FCRA** は宗教基金を含む海外資金の **NGO** への寄付を規制する。一部の宗教組織は、**FCRA** は人道的活動や教育活動への妥当な資金援助を阻害したと苦情を唱えた。」 [2b] (第 II 節)

20.05 上記の通り、インドの中央政府は、法と秩序の維持に対する専属管轄権を州政府に与えている。」 (USSD 2008) [2e] (第 2 節 c) UN 特別報告官が確認したところでは、「政府が宗教又は信仰の自由について国民を保護する行動レベルは州ごとに異なる。」 [6d] USIRF 2009 報告書によれば、「『ヒンドゥー至上主義』、すなわちヒンドゥーの宗教及び文化規範の説法を他の宗教規範よりも重んじて信奉するイデオロギーを政府が却下したにもかかわらず、一部の州及び地方

自治体では依然として『ヒンドゥー至上主義』が政策及び諸措置に影響を及ぼしていた。**[2b] (第 II 節)**

20.06 USIRF 2008 報告書によれば、

「2001 年の政府国勢調査によれば、ヒンドゥーは全人口の 80.5%を占め、ムスリムが 13.4 %、キリスト教徒が 2.3 %、シク教徒が 1.8 %、仏教徒、ジャイナ教徒、パーシ(ゾロアスター教徒)、ユダヤ教徒及びバハイー教徒を含むその他が 1.1%を占めている。ムスリムの 85%強がスンニ派で、残りはシーア派である。政府の統計では通常ヒンドゥーに包摂される部族集団(古来、カースト制度から外れた先住民集団の構成員) は、多くの場合、伝統的な先住民宗教(アニミズム)を實踐した。

「ムスリムの大きな人口集団は Uttar Pradesh 州、Bihar 州、Maharashtra 州、West Bengal 州、Andhra Pradesh 州、Karnataka 州及び Kerala 州に見られ、Jammu・Kashmir 州ではムスリムが多数派である。キリスト教徒はインド北東部及び南部 Kerala 州、Tamil Nadu 州及び Goa 州に集中している。 北部の小さな州(Nagaland 州 Mizoram 州及び Meghalaya 州) には大規模なキリスト教多数派コミュニティがある。シク教徒は Punjab 州に多数派コミュニティを形成する。

「およそ 2 億人若しくは全人口の 17%が指定カースト及び指定部族(SC/ST、以前は『不可触賤民』と称され『ダリット』としても知られる)に所属する。表向きは蔓延する差別から逃れるために、ヒンドゥー教か他宗教集団に転向した者もいた。

[2b] (第 I 節)

20.07 USIRF 2009 報告書によれば、宗教団体が認定を受けるための要件は一切ない。また、インド国民又は外国人の信仰の告白又は布教を禁じる国内法もない。政府は、所属する宗教団体の如何に関係なく、外国人宣教師が事前の入国許可なしに入国することを禁じており、正規の査証なしに布教活動を行う者は追放処分を受けるのが普通である。長期間の外国人宣教師は査証の更新が可能であるが、1960 年半ば以降、政府は新規の外国人宣教師の居住を認めなかった。**[2b] (第 II 節)**

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

宗教的動機に基づく暴力と宗派間の緊張

20.08 2008 年 5 月の米国 Commission on International Religious Freedom の年次報告書が述べたところによれば、インドの民主主義と伝統的な世俗的統治にもかかわらず、

「... インドの宗教少数派は、『コミュニアル暴力』と呼ばれる、同国民による暴力行為の被害者であった。殺害、拷問、強姦及び財産破壊を含む、宗教少数派、特にムスリム及びキリスト教徒に対する暴行は 1990 年代後半からインド全域で急速に増加した。コミュニアル暴力の実行者がその行動について責任を問われることは極めて稀であり、これによって宗教少数派に対する攻撃は実行しても罪に問われないと信じる風潮が助長された。」(p242) 同報告書によれば、「現在の会議派政府は、こうした暴力が過去に噴出した状況の中でコミュニアル暴力防止に向けて断固たる態度を取り続けた。」

[67] (p243)

20.09 USIRF 2009 報告書によれば、コミュニアル暴力の動機になった要因は複雑で分かりにくいことがあった。

「国内全域又は一部の地域で宗教的帰属に基づく社会差別及び武力衝突事件が確認された。こうした事件の多くは、政治、ナショナリズム、改宗又は報復に関係するものだった。限られた資源をめぐる宗教コミュニティ間の経済競争は紛争において重要な役割を果たした。自治省 2008 年度年次報告書によれば、宗派によるコミュニアル暴力又は武力衝突事件は 943 件に上った。これにより 167 人が死亡、2,354 人が負傷した。」[2b] (第 III 節)

20.10 USIRF 報告書は 2008 年 7 月から 2009 年 6 月までに発生したコミュニアル暴力事件のいくつかを詳しく説明した。例えば、

「毛沢東主義の極左派党员が国内で最も貧困な Kandhamal 県でヒンドゥー宗教指導者を殺害した事件を受け、Orissa 州では 2008 年 8 月に武力衝突が発生した。政府の統計データによれば、死者 40 人、負傷者は 134 人であった。被害者のほとんどはキリスト教徒であったが、この武力衝突を引き起こした根本的原因是、土地所有権及び教育手当を含む政府の雇用留保枠に関係する、民族、経済、宗教及び政治問題が複雑に絡み合ったものであった。」[2b] (序論)

「2008 年 7 月 27 日、インド東部 Maharashtra 州の Digras 市と Pusad 市で、コーランを侮辱した噂をめぐってヒンドゥー・ムスリム間の武力衝突が発生した。世俗集団の申立てによれば、地元警察は暴徒と共にムスリムの住宅を襲撃した。警察隊の発砲により 2 人が死亡した。[2b] (第 II 節)

下記『[ムスリム及び『キリスト教徒』](#)も参照のこと。

20.11 USIRF 2009 報告書の記録によれば、

「全世界的理解に向けた努力は宗教指導者を団結させ、これによって宗派間の緊張は緩和された。この努力はあらゆる宗教集団の著名な指導者が公式に行ったもので、他の宗派の祝典を祝い、結婚式等の社交行事に参加することで他の宗教集団を尊重する姿勢を示した。ムスリム集団はヒンドゥー過激派のキリスト教徒への虐待について抗議運動を行った。キリスト教聖職者及びキリスト教組織の広報担当者は **Gujara** などで発生した反ムスリム暴動を糾弾する公式声明を発表した。」 [2b] (第 III 節)

20.12 UN 特別報道官が 2009 年 1 月に記録したところによれば、

「2005 年 12 月、コミュニアル暴力(防止、抑制及び被害者の社会復帰) 法案が議会に導入されたが、依然として採択が見送られている。同法案は、(a) コミュニアル暴力の防止と抑制、(b) 迅速な調査と審理及び(c) 被害者の社会復帰を規定する。」報道官はコミュニアル暴動、武力衝突及び大虐殺を伴う事件の調査機関の延長についても懸念を示した。[6d]

Jammu・Kashmir 州

20.13 特別報道官がその報告書の中で Jammu・Kashmir 州について言及したところによれば「同州における緊張状態はここ数年の武力衝突の減少により緩和したことは理解しているが、ムスリム・ヒンドゥー社会間には依然として根深い敵意が存在し、宗派間はもとより政府に対する反発が残っている。報告の続きによれば、

「Srinagar に居住するムスリムは、治安部隊がムスリムに行った超法規的処刑、拷問、強制失踪及び強姦に関わる事件の情報を証拠資料として提供し、これら

の行為は宗教的背景を理由にコミュニティの構成員に対し実行されたと主張した... ヒンドゥー指導者の多くは Srinagar 州に居住するムスリムへの不信感を顕わにした...2008 年 6 月以降...Shri Amarnath Shrine Board への土地譲渡をめぐる論議が嵩じて Jammu・Kashmir 州の緊張が高まりそれによって武力衝突が増大した...Office of the High Commissioner for Human Rights は 2008 年 8 月 27 日の記者声明の中で、武力抗議運動によって多くの住民が命を奪われ、集会と表現の自由に対する権利が抑圧されたことについて 深い懸念を表明した。」 [6d]

20.14 USIRF 2009 報告書は 2008 年 5 月から 8 月にかけて発生した Shri Amarnath Shrine Board 関連の事件の詳細を以下の様に述べた。それによると、

「2008 年 5 月 26 日、 Jammu・Kashmir 州政府は、毎年恒例の聖地 Himalaya の寺院へのヒンドゥー巡礼を監視する国営機関、Shri Amarnath Shrine Board (SASB)に 100 エーカーの土地を譲渡する決定を下した。 分離主義派指導者は公用地の違法没収であり、ムスリムが多数派の同州の人口構成を変える企図で非 Kashmir 州民を定住させようとしているとしてインド政府及び州政府を非難した。ムスリムの平和的抗議行動は、10 代の青少年 2 人が死亡し、70 人の抗議行動参加者が負傷した警察の発砲事件をきっかけに 6 月から武力衝突に発展した。6 月 30 日に州政府が土地譲渡を撤回すると、この地域のヒンドゥー集団が抗議運動を起こし、ムスリムの住宅 72 棟を破壊した。8 月になっても抗議運動が続いたため、治安部隊は銃撃を再開し、これによって 55 人が死亡、数百人が負傷した。 [2b] (第 II 節)

20.15 同報告書の続きによれば、

「Kashmir 地域では政教分離の実現は依然として困難であった。Kashmir 人分離主義者の大多数はムスリムであるのに対し、Kashmir 地域に駐留する治安部隊の多くは非ムスリムであった。構成員 61,000 人の Jammu・Kashmir 州警察の大半はムスリムであった。 Kashmir 人ヒンドゥーは依然として暴力の被害者であった。ヒンドゥーの多くは Kashmir 渓谷から離れた難民キャンプに居住し、安全な帰還を待つ日々を送っていた。 」 [2b] (第 II 節)

テロ組織による攻撃 2008-2009

20.16 USIRF 2009 報告書によれば、2008 年 7 月から 2009 年 6 月にかけて、「宗教過激派はインド全域で多くのテロ攻撃を実行した。」同報告書の記録によれば、

「テロリストは Ahmedabad 州、Bangalore 州及び Delhi を襲撃した。2008 年 9 月 28 日、Maharashtra 州 Malegaon 市で、非合法化された Students' Islamic Movement of India (SIMI) の事務所があった建物周辺で爆破事件が発生した。この爆破事件で 7 人が死亡、負傷者は 90 人を超えた。この爆破事件の捜査でヒンドゥー・ナショナリスト集団に関係する...一部の有力者が逮捕された。2008 年 11 月 26 日、10 人のテロ集団が 3 日間にわたって Mumbai 全域を同時襲撃し、173 人が死亡した ... テロ集団は高級ホテル、混雑した鉄道駅、ユダヤ教施設、病院及び飲食店を襲撃した。テロ集団の唯一の生存者 Mohammed Ajmal Amir Kasab は、今回の襲撃者は テロ組織 Laskhar e-Tayyiba (LeT)の構成員だったと供述した。」 [2b] (序論)

「2008 年 11 月の Mumbai におけるテロ襲撃が収まると、宗教コミュニティの指導者はこの襲撃を揃って糾弾し、コミュニティの調和維持に向けて共同声明を公表した。」 [2b] (第 III 節)

第 4 節 (最近の展開)

2002 年に Gujarat 州で発生した暴動(最新版)

20.17 USIRF 2008 報告書によれば、

「2009 年 5 月 1 日、最高裁判所は 2002 年の Gujarat 州における武力衝突以降に発生した 8 件の主要事件について即決裁判を行うよう命令したが、この武力衝突に起因して発生した事件は数百件に上り、依然として未解決のままであった。(序論) ...Gujarat 州政府が 2002 年のコミュナル暴動の実行犯を逮捕しようとしなかったことが引き続き懸念された。内務省幹部の指摘によれば、ムスリム 790 人とヒンドゥー254 人が死亡した他、2,500 人が負傷した。一部の NGO が立証したように、ムスリムの犠牲者はこれをはるかに多く、1,000 人ないし 2,500 人と推定される。複数のムスリム女性が強姦及び性的虐待を受けたことも報告された。2009 年 2 月 28 日、7 年間行方不明扱いになっていた 228 人の死亡宣告が出されたため、正式な死亡者は 1,272 人に達した。[2b] (第 II 節)

20.18 同報告書によれば、

「2008 年 3 月に最高裁判所が設立した SIT による調査の成果として、2002 年の Godhra の列車放火事件を含む 8 件の重要事件に発展が見られた。最高裁判所は 2009 年 3 月 2 日、SIT の暫定報告書を受取り、SIT の報告書に基づいて上記 8 件の事件の訴訟手続きを迅速化することを決定した。2009 年 5 月 1 日、最高裁判所は Gujarat 州高等裁判所に対し、即決裁判を設置した上で少なくとも[上記]8 件の重要事件の審問を行うよう命令した。報告期間の終了時点[2009 年 6 月 30 日]では、即決裁判はまだ設置段階にあった。

「2009 年 4 月 28 日、最高裁判所は Gujarat 州警察に対し、Gujarat 州首相 Narendra Modi 及び他の政府高官 60 人に対する異議申立てを登録し、暴動における役割を調査するよう命令した。最高裁判所は、2006 年 6 月から州政府高官を共謀容疑で訴える訴訟を Gujarato 州で起こそうと努力してきた Zakia Jafri[暴動で殺害された元国会議員 Ehsan Jafri の妻]の申立てを審問した後、判決を下した。最高裁判所は Special Investigation Team (SIT)に対しても...Zakia Jafri の異議申し立てを調査の上、2009 年 7 月末までに報告書を提出するよう要請した。[2b] (第 II 節)

20.19 2009 年 7 月 31 日の *The Hindu* 紙の報道によれば、Gujarat 高等裁判所は州首相 Narendra Modi その他高官に対する Zakia Jafri の異議申し立てを調査する管轄権は Special Investigation Team(SIT)にはないとする旨の、Gujarat 州政府が提出した嘆願書を棄却した。SIT は(7 月末時点で完成していない)調査を 2009 年 10 月 31 日までに 完了するよう要請された。[60g]

20.20 UN 特別報告官が 2009 年 1 月の報告書の中で述べたところによれば、「Godhra の列車爆破事件以前を見ると、Gujarat 州では 1970 年から 2002 年までの間に 443 件の大規模なコミュナル暴動が起こっている。しかし、大虐殺が発生するようになったのは大量の死者を出した 2002 年 2 月 27 日の Godhra の列車爆破事件からで、1000 人以上の命が一度に失われたことで恐怖感が増大している。特別報告官は 2002 年の事件調査期限が延長されたことに大きな懸念を示し、生存被害者との会議の中で「司法当局は多くの犠牲者及び生存被害者から逃げ続けており、それによる不安で恐怖感が増幅されるのを目の当たりにすることができた」と述べた。2002 年のコミュナル暴力に関係する刑事事件は、依然として調査が開始されていないものや Gujarat 州警察によって捜査が強制終了したものが多く、家を追われた国内避難民は引き続き苦境に立たされている。」[6d]

2002 年に Uttar Pradesh 州 Ayodhya で発生した Babri Masjid モスク破壊事件 (最新版)

20.21 Uttar Pradesh 州 Ayodhya の Babri Masjid モスクは、数十年間にわたってヒンドゥー・ムスリム間紛争の焦点であった。このモスクは、ヒンドゥー神ラーマの生誕地とされるヒンドゥーの聖地でもある場所に 16 世紀に建設された。1992 年 12 月、ヒンドゥー過激派の暴徒がこのモスクを破壊した。BBC News によれば、「モスクの破壊はインド史上最大の敵対行為となり、これをきっかけにヒンドゥー・ムスリム間の暴動が国内全域で発生し、2000 人を超える命が失われた。」1992 年、MS Liberhan 判事を中心とする調査委員会が設置された。設置から 16 年を経た 2009 年 6 月、Liberhan 判事は 900 ページに及ぶ報告書を政府に提出したが、その内容は公表されなかった。2009 年 11 月 24 日、政府はこの報告書を議会に提示した。(BBC News、2009 年 11 月 24 日)
[32ad]

20.22 2009 年 11 月 25 日の *The Hindu* 紙の報道によれば、同委員会の重要な調査結果— 同紙より抜粋 —「Babri Masjid の破壊は計画的かつ組織的なもので Sangh Parivar とその姉妹政党 Bharatiya Janata Party が入念に作り出した宗派間の不寛容という風潮の意図的成果であった。」 [60f] (*Sangh Parivar* はヒンドゥー・ナショナリストで構成される組織の『身内組織』である。) *The Hindu* 紙の記事は Bharatiya Janata Party (BJP) の一部の幹部が含まれたという Liberhan の調査結果を強調した。

「[Liberhan] 報告書は崩壊事件の有責者として合計 68 人を糾弾した。その多くは Rashtriya Swayamsevak Sang を親組織とする Parivar、Vishwa Hindu Parishad、Bajrang Dal 及び BJP の党员であった。BJP ではインド至上主義者の Lal Krishna Advani と Murli Manohar Joshi だけでなく、驚いたことに、同党の穏健派代表 Atal Bihari Vajpayee の名前も挙げられた。

「Liberhan 判事はその監視下で 16 世紀時代のモスクが痛ましい最期を遂げたことについて、Uttar Pradesh 州首相 Kalyan Singh にとっておきの辛辣な論評を浴びせた。それによれば、『Kalyan Singh と閣僚陣及び同氏が選出した官僚は、争点の構造物の破壊という結果以外は考えられないような人為的かつ激変する状況を作り出した...そしてすべての法律、道徳及び法定上の規制を国から排除し理不尽な破壊行為とそれに伴う無政府状態を実現し、これを助長した。

「Liberhan 判事がさらに述べるところによれば『L.K. Advani、A.B. Vajpayee
さらには M.M. Joshi [BJP の党幹部] が Sangh Parivar の計画を知らなかった
とは一瞬たりとも思えない。党幹部が警戒心の強いムスリムを安心させるとみ
なされそのために Sangh Parivar に利用されたとしても...決断を下した当事者
は党幹部であった。』」 [60f]

(下記キリスト教徒、ムスリム 及び シク教徒も参照のこと。)

異宗教間の婚姻

20.23 2006 年 1 月 9 日付けの Immigration and Refugee Board of Canada の回答の
中で述べられたように、「一部の情報源によれば、異宗教間及び異なるカース
ト間の結婚はインドでは違法であり、1954 年特別婚姻法に準拠する。」 [97e]

20.24 同じ出典資料の続きによれば、

「『...異宗教間の結婚は、都市部の学生及び知的職業人の間に多く見られる、農
村地域では起こる可能性が低い。』助言を求めた専門家の意見では、Punjab 州
ではヒンドゥー教徒が圧倒的多数を占めるため、シク教徒とヒンドゥー教徒間
の婚姻は『異例なことではない』。同氏の意見によれば ...異宗教間の結婚に対
する社会的態度は全般的に『好ましくない』。インドを拠点とするあつ弁護士
に聞いたところ Research Directorate と同意見で、社会は異宗教間の結婚に概
ね異論を唱えることに同意したが、宗教背景の異なる夫婦の扱いは居住地や社
会的地位によって異なると補足した。また、社会文化人類学を専門とするある
助教授は『社会的態度はこのような婚姻男女に対する村八分や差別の[原因に
なる]ことが多いと補足した。 [97e]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

改宗

20.25 UN 特別報告官が 2009 年 1 月 26 日の報告書の中で述べたところによれば、

「インドの一部の州は改宗及び背教を規定する意図で特定の法律を採択した。
現在、5 つの州(Orissa 州、Madhya Pradesh 州 Chhattisgarh 州 Gujarat 及び

Himachal Pradesh 州)で『信教の自由法』法が可決され施行されている。これとほぼ同じ法律が上記の州で可決されたが、2 州(Arunachal Pradesh 州と Rajasthan 州) ではまだ施行されていない。これらの法律はいずれも『直接的又は間接的の別を問わず、いかなる者も武力の行使又は勧誘又は何らかの不正手段によって、ある宗派の信仰者を別の宗派の信仰者に転向させるまた転向させるよう試みることは許されず、またいかなる者もかかる転向を扇動することは許されない』と規定する... この法律は、子供、女性若しくは指定カースト或いは指定部族の強制改宗の場合は、相対的に量刑の重い禁固刑及び罰金刑が科せられる。また、一部の州では、自分以外の個人をある宗教から別の宗教に改宗させるだけでも、かかる計画的な改宗の日付より 30 日前までに州当局から事前に許可を得た上で関連する通知を提出しなければならない。また、かかる法律の下に、改宗を意図するすべての者に、事前の通知又は改宗式後の関連通知の提出を義務付ける州もある。)

[6d]

20.26 USIRF 2009 報告書によれば、

「『改宗禁止』法を実施しない地方自治体は、場合によってはインド刑法(IPC)の特定条項に基づいて、宗教活動に従事する個人を逮捕することもある。例えば IPC 第 153A 節は、『宗教背景、人種、出生地、居住地、言語等が異なる集団間の敵対関係の助長及び 調和の維持を損なう行動』を非合法とする。IPC 第 295A 節では『宗教や宗教的信念を侮辱する方法で、宗教的感情又は階級を害することを意図した計画的かつ悪意ある行為』を非合法とする。」 [2b] (第 II 節)

20.27 しかし、特別報告官は、国内の一部の州では改宗関連の法律及び法案がキリスト教徒やムスリムの中傷に利用されていることに深い懸念を示した。それによれば、

「これらの法律は、一見すると不適切な手段で改宗させようとする試みから信者を保護するように思われる一方で、改宗の何を以て不適切とするかが定義されないままに、改宗の合法性の是非がインド政府の自由裁量に委ねられるとして批判され続けてきた... [州法の広義かつ曖昧な表現] は解釈の仕方によっては、多くの宗教的信念の表現を網羅することになる... 一部の規定は再改宗に対する優遇措置が差別的であり...[これによって] 事前通知や事前許可の要件が改宗を意図する個人に過度の負担を与えるように思われる。」

2009 年 1 月 26 日に特別報告官が述べたところによれば、改宗関連法を採択した州においても、武力、勧誘又は不正手段による改宗が有罪になる事例は— ある場合でも — 実際にほとんどなかったようである。しかし同氏及び **National Commission for Minorities** は信教の自由に対する基本的権利を侵害しようとする計画があるとして引き続き懸念を示した。[6d] USIRF 2009 報告書で確認されたように、2008 年 7 月から 2009 年 6 月にかけて『改宗禁止』法に基づく有罪判決の報告は、同法を制定した 5 州では確認されなかった。 [2b] (第 II 節)

20.28 しかし、USIRF 2009 報告書によれば、

「[2008 年 7 月から 2009 年 6 月の]報告期間中、当局は、武力、勧誘又は不正行為による改宗に携わった容疑で、『改宗禁止』法の下に多数のキリスト教徒を逮捕した。キリスト教伝道者は教育及び保健医療を無償提供すると言って低カーストヒンドゥーを勧誘するが、かかる行為は強制改宗に等しいとヒンドゥー・ナショナリスト組織は頻繁に主張した。キリスト教徒はこれに対し、低カーストヒンドゥーは自分の意志で改宗しており、ヒンドゥー団体は報酬の提供や不正行為を用いてこの新しいキリスト教徒をヒンドゥー教に『再転向』させようとしたと反論した。」 [2b] (第 II 節)

USIRF 報告書の続きによれば、「報告期間を通じて、信頼できるメディアから、Chhattisgarh 州、MP、及び Maharashtra 州で施行される州レベルの『改宗禁止』法及びその他の規制法に基づく 17 件の訴訟事件の報告があった。17 件のうち 7 件が Chhattisgarh 州からの報告で 6 件が MP のものだった。」 [2b] (第 II 節)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

ムスリム

20.29 USIRF 2009 報告書によれば、ムスリムは少数派であるが、インドはムスリム人口が世界で 3 番目に多い国である。2001 年の政府国勢調査によれば、ムスリムは全人口の 13.4 %を占めた。ムスリムの大きな人口集団は Uttar Pradesh 州、Bihar 州、Maharashtra 州、West Bengal 州、Andhra Pradesh 州、Karnataka 州及び Kerala 州に見られ、Jammu・Kashmir 州ではムスリムが多数派である。インドのムスリムの 85%はスンニ派である。 [2b] (S 第 I 節)

20.30 2007 年 6 月 22 日の A Council on Foreign Relations の背景資料『インドのムスリム人口』によれば、「国内最大の少数派集団は急速に成長するインド経済から取り残された状態にある。ムスリムは識字率が低く、貧困水準が高い上、ヒンドゥー・ムスリム間の武力衝突によって、一方的に多くの命を失った。だが、ムスリムには選挙を左右する力があり、この力を選挙区という形で利用し、ムスリムの支持を求める候補者から譲歩を引き出している。」 [55]

20.31 また Council on Foreign Relations の資料によれば、

「一般的傾向として、インド南西部に居住するムスリムは、北部住民よりも暮らし向きが良好である。歴史的に見ると、北部に居住したムスリムの多くは 1947 年のインド分裂期にパキスタンに脱出したのに対し、富裕層のムスリムは南西部州で生活した。また、農村地域に居住するムスリムは、都市圏に居住するムスリムより貧困度が低い。都市部に居住するムスリムの貧困率 38% は低カーストヒンドゥーを含む他の住民よりも高い数字である。ムスリムにはカースト制度は存在しないが、在インドムスリムには 3 つの集団— ashraf, ajlaf 及び arzal —があり、基本的にムスリムとして機能する。ashraf は上流階級のムスリムでアラブ系子孫と考えられている。これに対し ajlaf はインドのカースト制から逃れるためにイスラム教に改宗したヒンドゥー教徒とみなされる傾向がある。第 3 の集団 arzal は、最下層カーストのヒンドゥーと相互に関係がある。」 [55]

20.32 2006 年 11 月の Sachar Report によれば、ムスリムコミュニティは、学校、信用貸し及び住宅への利用機会について十分な恩恵を受けていない。 [2b] (第 II 節) また Sachar Report によれば、

「ムスリムの雇用市場に占める比率が低いことは、全州にわたってこれまで何度も明らかにされた。ムスリムは学位や資格を取得しても就職が難しく、特に政府部門や企業には就職できなかった。同委員会は権力層におけるムスリムの代表が極めて少ないことに注目した。ムスリムが公職 — 官僚組織、警察及び司法職等に存在しないことは重大な懸念問題であった。」 [102a] (p20)

20.33 2005 年 2 月の BBC の報道によれば、インドのシーア派は最近になって、国の最も重要なムスリム組織 All India Muslim Personal Law Board (AIMPLB) から離脱した。記事によれば、「ムスリムはインド憲法の下に、婚姻、離婚及び相続等の問題に独自の法律を設ける権利を付与される。このような法律を規定

するのが AIMPLB である... シーア派及びスンニ派では家族法の捉え方が異なる。 [32i]

20.34 USIRF 2009 報告書によれば、「インドにはおよそ 30,000 の madrassas(イスラム学校)があり、全日又は夜間教育を提供している。 学校側の主張では、政府援助を受ける学校はほとんどなく、援助を受ける場合は厳格な安全要件に従わなければならないということである。公立の少数派教育機関は政府援助の受給資格が与えられていない。」 [2b] (第 II 節)

20.35 インド政府は 2008 年 2 月、テロ攻撃に関与した容疑を理由に Students Islamic Movement of India (SIMI)の活動を今後 2 年間禁止する決定を下した。SIMI はこの活動禁止に異議を唱えたが、最高裁判所はこれを棄却した。2008 年 2 月、違法活動(防止) 裁判所はイスラム宗派 Deenadar Anjuman に対する 2007 年 8 月の活動禁止令を更に 2 年間延長した。(USIRF 2009) [2b] (第 II 節)

上記 宗教的動機に基づく武力衝突と宗派間緊張も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

キリスト教徒

20.36 USIRF 2008 報告書によれば、キリスト教徒は総人口の 2.3%を占め、インド南部 Kerala 州、Tamil Nadu 州及び Goa 州の他、北東部州に集中していた。キリスト教徒が多数居住する北東部州は、Nagaland 州、Mizoram 州及び Meghalaya 州である。 [2b] (第 I 節)

20.37 米国 Commission on International Religious Freedom が 2008 年 5 月に公表した報告書によれば、「大半がヒンドゥー・ナショナリスト過激派集団の関係者による犯行であるキリスト教会及びキリスト教徒に対する攻撃は断続的に発生しているが、州の法執行組織がこれを拘束し責任を問うことは極めて稀である。 [67] (p244)

20.38 Christian Solidarity Worldwide (CSW)が2009年3月26日付け報告書の中で述べたところによれば、

「2008年を通じて、キリスト教徒コミュニティを狙った宗教的動機に基づく武力衝突が引き続き多数の州で発生した。これには2008年8月23日から数週間にわたって Orissa 州で続いた大規模な武力衝突が挙げられる。この武力衝突の影響で、Karnataka 州でもほぼ同じ期間に暴動運動が続けられた。宗教的動機に基づく武力衝突の実行者及び扇動者に対する免責特権及び宗教少数派を暴力的報復から保護する法律の消極的实施は、依然として重大な問題であった。」 [17d] (要旨)

20.39 CSW 報告書は2008年後半の Orissa 州におけるコミュニアル暴力を「インド独立以来キリスト教徒が遭遇した過去最悪規模の『コミュニアル暴力』と説明した。」 USIRF 2009 報告書によれば、

「2008年8月23日、Orissa州Kandhamal県で、ヒンドゥー宗教指導者 Swami Laxmanananda Saraswati と Vishwa Hindu Parishad (VHP) の労働者4人が毛沢東主義の過激派共産党員に殺害される事件が発生した。毛沢東主義派の極左派党は犯行声明を出したが、この殺害事件でダリットと部族間の社会経済的緊張が悪化し、報復殺人、脅迫及び建物破壊が多発した。広く利用される政府の統計データによれば、40人が死亡し134人が負傷した。最大の被害者はキリスト教徒であった。8月25日に発生したとされるキリスト教尼僧25人の強姦を含むこの大規模な暴力行動は、世界中のメディアから注目された。インド政府は平和と治安を取戻す意図で39の準軍事部隊を派遣した。州政府はNGOと協力して国内避難民の収容キャンプを国内18箇所に設置し、被害者の支援と救援に当たった他、遺族への賠償金と損壊した住宅、企業及び礼拝所の修理費に資金を充当した。警察による逮捕者は1,200人に上り、1,000件を超える刑事事件が発生した。2009年4月21日、警察はSaraswati殺人に関与した容疑で毛沢東派指導者P. Rama Raoを逮捕した。複数の民間機関の説明によれば、暴動発生直後の24,000人から減少したものの、救援キャンプには依然としておよそ3,200人の難民が残っていた。」 [2b] (第III節)

USIRF 2009 報告書によれば、「被害者の多くはキリスト教徒であったが、この武力衝突を引き起こした根本的原因是、土地所有権及び教育手当を含む政府の雇用留保枠に関係する、民族、経済、宗教及び政治問題が複雑に絡み合ったものであった。」 [2b] (序論)

- 20.40 USIRF 2009 報告書によれば、「All India Christian Council (AICC) はキリスト教徒に対する襲撃 73 件を証明する資料を提示したが、2008 年 7 月から 2009 年 6 月の 1 年間に Karnataka 州及び Orissa 州で発生した襲撃事件は重視されなかった。

「AICC によれば、被害者の報告が最も多かったのは Orissa 州、Chhattisgarh 州、Karnataka 州及び MP 州で発生した襲撃事件であった。この事件で、複数のキリスト教徒がヒンドゥー過激派による祈祷集会の妨害、礼拝所の破壊を、器物損壊、牧師及び一般住民への暴力行為、宗教的資料の押収及び破棄、並びに礼拝への出席に対する脅迫行為を申立てた。また、別の報告によれば、警察隊が襲撃者を逮捕した際にキリスト教徒が他の州民から身体的暴力を受けた事件で、さらなる犠牲者が出た。[2b] (第 III 節)

- 20.41 USIRF 2009 報告書によれば、「ヒンドゥー又は低カーストのキリスト教への改宗問題は依然としてかなり触発的で、この結果キリスト教徒の虐待及び/又は逮捕事件が発生した。しかし、キリスト教徒の公開祈祷集会は、暴力行為や抗議行動を受けずに行われることが多かった。[2b] (第 III 節)

改宗も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

シク教徒と PUNJAB 州

シク教と歴史的背景

- 20.42 Immigration and Refugee Board of Canada が 2007 年 7 月に提示した情報提供要請に対する回答によれば、「シク教は世界第 5 の組織宗教で、およそ 2300 万人から 2400 万人の信徒を擁する。シク教徒はインドの総人口のおよそ 2% [約 2000 万人]を占める。シク教徒の大多数はインド Punjab 州に居住し、州人口のおよそ 60%を構成する。」 [97a]
- 20.43 BBC のウェブサイト、宗教と倫理、シク教の起源(日付なし)によれば、「シク教は、今日のインドとパキスタンの複数州に該当する南アジアの Punjab 地方で発祥した。この地方の主要宗派はヒンドゥー教とイスラム教であった。シ

ク教の信仰は、Guru Nanak がヒンドゥー教とイスラム教は全く別だという信仰を教授した 1500 CE 頃に始まった。Nanak に続く 9 人の弟子は、その後何世紀にもわたってシク教の信仰とコミュニティを発展させた。」 [83a]

同ウェブサイトの続きによれば、

「Guru・Arjan はシク教世界の中心地として Amritsar の建設を完成させ、初めての正式なシク教の経典 Adi Granth を編纂した。1699 年、第 10 代 Guru の Gobind Singh は、シク教徒の信仰を永遠に守ることを可能にする意図で、シク教徒を男女構成の軍事集団、通称 Khalsa として再結成した。Gobind Singh はシク教徒の入門の儀式(通称 khandey di pahul)とシク教徒の独特の外観を呈する 5 個の K を確立した。 [83a]

20.44 同ウェブサイトによれば、「5 個の K は一体化され、それを身につけるシク教徒が Guru への献身と服従 (原文通り)に全身全霊を傾けることを象徴的に示すものである。5 個の K は Kesh (髪を切らない)、Kara (金属製の腕輪); Kanga (木櫛)、Kaccha 一別称 spelt Kacch 或いは Kachera (木綿の肌着); Kirpan (鋼鉄の小刀)である。」 [83b]

20.45 Global Security が公表した記事(日付不明)の中で述べられたように、「1920 年に、Akali Dal (不滅の軍) と称する宗教的政治組織が設立され、シク教の根源への復帰を説いた。」Akali Dal はシク教徒の主張を明確に表現し、独立運動を主導する政党になった。[4a]

20.46 2007 年 7 月に Refugee Board of Canada が提示した情報要請に対する回答では、

「1947 年のインド分裂後、Punjab 州の一部のシク教徒は『Khalistan』とも呼ばれるシク教徒の祖国又は主権国家の思想を積極的に促進した。独立国家を求めるシク教徒コミュニティの運動は、1980 年代から武力衝突に転じた。1984 年 5 月、シク教徒の政党 Akali Dal は Punjabi 州産の小麦輸送を妨害し、インド政府の税金を控除する方法で大衆蜂起を拡大した。政府は報復として、Punjab 州に兵力 100,000 人の直轄部隊を送り、1984 年にシク教徒コミュニティに対する武力攻撃が発生する結果になった。」 [97a]

20.47 2009 年 11 月 20 日にアクセスした Europa World Online が 1980 年代初めについて述べたところによれば、

「1982 年 7 月のインド大統領選挙で、Giani Zali Singh がシク教徒の初代大統領に選出されたにもかかわらず、Punjab 州のシク教徒コミュニティでは、宗教的地位の向上、土地の権利及び水利権に対する苦情の解決及び州都 Chandigarh 市の Haryana 州との共有問題の解決が要求された他、少数派は独立したシク教徒国家(『Khalistan』)の創設を要求した。1983 年 10 月、同州は大統領の統治下に置かれた。しかし、武力抗争は止むことなく続き、シク教徒過激派指導者 Jarnail Singh Bhindranwale の支持者は Amritsar の Golden Temple (シク教徒の本山) 構内にテロリストの拠点を築いた。インド政府は [2004 年 6 月の『ブルースター作戦』において] インド軍部隊を派遣し、テロリストの一掃を図り、この虐殺事件で Bhindranwale 他数百人の支持者が死亡し、聖なる建物はかなりの損傷を受けた。その後夜間外出例が発令され、インド軍兵士は Amritsar を封鎖した。

「1984 年 10 月、Indira Gandhi が [Golden Temple] 襲撃命令に対する明らかな報復として」シク教徒の護衛兵に暗殺された。その後まもなく、閣僚経験のない息子の Rajiv Gandhi が新首相に就任した。その後インド全域でコミュニアル暴動が発生し、2,000 人を超える死者が出た。[1] (近代史)

Human Rights Watch の記録によれば、Indira Gandhi の暗殺事件後、「当時の与党会議派幹部に扇動された怒れる群衆が暴徒と化し、多数の報復活動を実行した結果、シク教徒数千人が死傷し、その財産や企業が破壊された。1984 年から 1995 年にかけて実施された次期政権の対反政府勢力作戦を通じて、インド治安部隊は重大な人権侵害を実行し、これによって殺害、強制失踪[原文通り] 及び拷問の犠牲者になったシク教徒は数千人に及んだ。この対反体制派戦略の立案者に対する裁判は行われなかった。(HRW、2009 年 11 月 2 日) [26j]

下記 [『治安部隊警官の起訴』](#) を参照のこと。

Punjab州で活動する過激派集団

20.48 2008 年 6 月 6 日にアクセスした South Asia Terrorism Portal (SATP)では、Punjab 州で活動するテロリスト集団として、下記の 12 組織が列挙された。

- Babbar Khalsa International (BKI)
- Khalistan Zindabad Force (KZF)
- International Sikh Youth Federation (ISYF)
- Khalistan Commando Force (KCF)
- All-India Sikh Students Federation (AISSF)
- Bhindrawala Tigers Force of Khalistan (BTFFK)
- Khalistan Liberation Army (KLA)
- Khalistan Liberation Front (KLF)
- Khalistan Armed Force (KAF)
- Dashmesh Regiment
- Khalistan Liberation Organisation (KLO)
- Khalistan National Army (KNA) [44a]

20.49 同じ情報源が 2008 年 Punjab 州評価の中で述べたところによれば、「10 月に Ludhiana で発生した大規模なテロ攻撃が唯一の汚点になったが、2007 年を通じて、Punjab 州は平和な状態が続いた。これで Panjab 州は、広い範囲に波及した『Khalistan』を求める分離主義テロリスト活動が 1993 年に全滅して以来、比較的平和な年が連続 14 年間続いたことになる。」 [44k]

20.50 2009 年 5 月に公表された Asian Centre for Human Rights の『人権報告書2009』では、Panjab 州で最近発生したテロリスト集団/反政府勢力による攻撃は報告されなかった。」 [44k]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

Punjab 州における人権問題の懸念事項

20.51 Asian Centre for Human Rights (ACHR) はインド人権報告書 2008 の中で、Punjab 州は依然として深刻な人権侵害事件にまみれていた。ダリットは残虐行為を受け続けた... 刑務所では拷問が蔓延し... 法の手は審理の遅延に妨害された... 治安警察官は拘禁中の死や超法規的処刑を含む残忍な人権侵害に関与した... Panjab 州の刑務所の状況は悲惨極まりなく、所内は過密状態であったと報告した。 [18a] (Punjab 州)

20.52 2007 年 7 月 11 日付けの論文の中で Canadian Immigration and Refugee Board が助言したところによれば、

「Punjab 州のシク派教徒に対する最近の扱いについて、Research Directorate が助言を求めた情報筋は対照的な見解を提供した。」

「Punjab 州のシク派教徒の状況に詳しい 2 つの人権擁護組織の主張によれば、過激派活動に関与したシク派教徒への処遇は依然として懸念される問題である... Sikh Human Rights Group (SHRG) ... は Research Directorate との電話による取材の中でシク教徒過激派による武力闘争に関与したとみなされるシク教徒はインド当局の標的になっていると指摘した... 『Punjab 州警察：違法拘禁と拷問を使ったテロ行為の捏造』と題した 2005 年 10 月の Ensaaf 報告書では、「過激派関連の活動」を理由にシク派教徒が違法拘禁された 2005 年 8 月と 9 月の 28 の事件を証明した... 報告書によれば、Punjab 州警察は『日常的に』違法な隔離監禁を使っており、拘禁場所を家族に伝えることなく、『被拘禁者を高い頻度で拷問している』... 報告書では、警察が標的者の『血縁者』を脅迫及び拘禁した事実や虐待作戦を正当化するために『誇張した』話をでっち上げた事実が主張されている。

「Ensaaf の Co-Director は 2007 年 4 月の Punjab 州査察を踏まえて... 武力闘争の大義を擁護し続けるシク派教徒は、インド当局の監視を受け、場合によっては危険な拘禁や身体的危害を受けることもあったと報告した。

「これに対し South Asia Terrorism Portal (SATP) の報告によれば... Punjab 州におけるシク派教徒過激派の活動は下火になっている。British Broadcasting Corporation (BBC) の報道によれば、シク派教徒とヒンドゥー間の亀裂は『埋められた』。

「Research Directorate が助言を求めた情報筋からはシク派教徒の逮捕又は拘禁の報告は確認できなかった。」 [97a]

- 20.53 Punjab State Human Rights Commission (PSHRC) は 1997 年から人権侵害の苦情調査活動を開始した。 [84a]

治安部隊警官の起訴

(上記 20.47 を参照のこと)

- 20.54 USSD 2008 によれば、

「Panjab 州では 1984 年から 94 年の州政府对暴動作戦及びシク教徒の反政府暴動期間に失踪事件が多発したが、特別捜査委員会の設置も空しく、それに関与した数百人の警察官及び治安関係者の責任追及においては 2007 年を通じてほとんど進歩は見られなかった。2 月 25 日、NHRC は Panjab 州政府の対暴動作戦期間の犠牲者 657 人が依然行方不明で安否が確認されていないことについて、Justice Bhalla Commission の無能を非難した。政府は手始めにその期間の死亡事件又は火葬事件 2097 件の調査を実施した。」 [2c] (第 1 節 b)

20.55 Amnesty International の Report 2008 によれば、

「Punjab 州では、市民を不安に落とし入れた 1984 年から 1994 年に発生した重大な人権侵害事件に関与した多くの警察官が法の手から逃れ続けた。Central Bureau of Investigation は、警察が火葬処分した 2,097 人の違法処刑に関する申立ての取調べ調査に当たったが、調査開始から 9 年経った今もその結果は完全に明らかにされていない。[National Human Rights Commission] は Amritsar 県で発生した同様の殺害事件の犠牲者 1,298 人の血縁者に対し賠償金を支払った。しかし、NHRC は調査の遅延について非難され、さらに 10 月には、賠償請求を検討する意図で NHRC が 2006 年に任命した委員会も様々な欠陥について人権組織から非難された。死亡者リストに掲載された 3 人が出身の村で殺されたという報告を受け、政府は 5 月、1993 年から 94 年に Punjab 州で発生した警察による違法処分 3 件の調査を命令した。」 [3a]

20.56 2009 年 5 月に公表された Amnesty International の年次報告書 2009 によれば、2008 年にはさらなる進歩が見られ、「1984 年から 1994 年の重大な人権侵害事件に関与した多くの警察官が法の裁きを受けなかった。Central Bureau of Investigation は警察隊が火葬した 2,097 人の違法処刑容疑の捜査を行ったが、その調査結果は全面公表されなかった。」 [3e]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

シク教徒の国内移住

20.57 2006 年 1 月 18 付けの情報要請に対する Immigration and Refugee Board (IRB) of Canada の回答で述べられたように、国民の移動の自由はインド憲法の認めるところである。ある人権活動家によれば、「理論上は」シク教徒は他の国民

と同じ様に、インド北東部の一部の地域のこのような排外的又は立入り禁止地区を除き、インド国内のあらゆる場所に移動及び移住することができる。」 [97c]

20.58 その人物が Punjab 州出身のシク教徒である場合も、国内のいずれかの場所に国内の他の場所から移住する新参者に関する調査は行われなかった。現地の警察署には、インドの他州からの移住者について背景調査を行うための人材もなければ言語能力もない。市民登録制度はなく、とにかく偽造されやすいため、身分証明書を所持しない人がほとんどである。「Punjab 州出身のシク教徒の他州への国内移住 は、仮釈放期間でない限り、移住先の警察には登録する必要はない...」 (UNHCR Refworld、2006 年 1 月 18 日) [97c]

20.59 Danish Immigration Service の 2000 年 3 月から 4 月付けの Panjub 州事実調査派遣団によれば、「South Asia Human Rights Documentation Centre の所長の考えでは、世間の関心が高い者は国内のどこに移住しても必ず追跡されるが、これは関心が低い個人には当てはまらない。」インドに派遣された外国派遣団の情報筋の見解では、Punjab 州内で現在問題がある者若しくは過去に問題があった者が、国内の他のどの場所にも住めなくなくなると考える根拠は確認されなかった。Delhi 州当局は Punjab 州の指名手配者について情報を提供されないという事実が言及された。 [37] (p53)

20.60 US Citizenship and Immigration Services が(2003 年 9 月 22 日に更新された)照会に答えて述べたところによれば、

「Panjub 州警察は指名手配容疑者がインドのどこに移住したとしても、その逮捕に向けて努力する意向を示しており、監視団員はそれについて概ね同意している。しかし一部の意見では、過激派の指名手配リストは徐々に削られ、最終的に『世間で注目される』個人だけになった。これに対し、他の Punjab 州の専門家によれば、政治的過激派に関与したシク教徒はここ数年、国内のどこでも危険な立場にあるという。だれが危険な立場にあるのかをめぐるこの論争を別として、Panjub 州警察が指名手配容疑者を追跡する意思があることは間違いない。国内の人権問題に携わる著名な弁護士は Resource Information Center (RIC)に宛てた電子メールメッセージ(国内人権問題を専門とする弁護士、2003 年 5 月 4 日)の中で、『Punjab 州警察はもとより他の州警察や国内諜報機関も、分離主義政治活動者リストや元武装反政府団体員リストに含まれる過激派を、その居住場所に関係なく徹底追跡している。』」 [76] (p1)

- 20.61 Immigration and Refugee Board (IRB) of Canada は 2006 年 1 月 18 日付けの回答書の中で次のように指摘した。「アジア研究を専門とするある教授の意見では、連邦政府当局が他州民の居場所を追跡しようと努力する可能性は極めて低く、これはシク教徒にも当てはまる...このような追跡は個人の所属宗派ではなくむしろ個人の経歴に関係する。」助言を求められた人権活動家によれば、警察が宗派を根拠に国内のシク教徒を検挙又は搜索した事例は知らない」ということだった。 [97c]
- 20.62 同じ情報源の指摘によればシク教徒の言語である Punjabi 語はヒンディー語とよく似ており、Panjab 州に居住するヒンドゥーやムスリムにも使われている。シク教徒はヒンディー語、ウルドゥー語又は英語を理解するが、それと同様にシク教徒の言葉が他のどの州でも理解される可能性については賛否両論がある。シク教徒の言葉は特定の地域でしか通じない可能性が高く、Punjabi 語だけを話す場合は、言葉が通じるのはインド北東部州だけであり、現地語を習得が必須になる可能性がある。」 [97c]
- 20.63 Canadian IRB が照会した 2 つの情報源の 2006 年 1 月 18 日付の回答によれば、居住権を制限する主な要因は宗教上の要因ではなく経済的要因であるため、Punjab 州以外の市町村であれば、シク教徒はその支払能力に応じてどこでも居住できるようである。報告書の続きによれば、居住権についてシク教徒が差別された例外的事例もあるが、これは決してよくあることではなく、居住権において最も差別されているのはムスリムでシク教徒ではない。他州に居住するインド国民の農地購入を許可する Punjabi 州を除き、国民は自身が居住する州の農地しか購入することができない。ある情報筋の考えでは、この法律の適用は、主としてシク教徒その他の宗教少数者の差別に利用される。(Immigration and Refugee Board of Canada 2006 年 1 月 18 日) [97c]
- 20.64 シク教徒はその技能を活かす仕事での就労に関しては、他州への移住によって差別されることはないと思われる。一部の企業は地元で生まれ、地元で教育を受けた州民を雇用する傾向があるため、これを差別だと感じる個人的事例はあるかもしれない。また、実際のアクセスは主に経済的状況や都市部への近接性によって異なるものの、Punjab 州以外の州において、医療アクセスについて差別される可能性も低いと思われる。シク教徒は Panjab 州外でも教育の機会を与えられる可能性が高く、障害があるとすればそれはやはり貧困であり、都市部への近接性が教育を受ける機会に影響を与えるという点でも、2 つの情報

源の意見は一致した。(Immigration and Refugee Board of Canada、2006 年 1 月 18 日) [97c]

第 29 節: 移動の自由も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

仏教徒とジャイナ教徒

20.65 仏教は紀元前 6 世紀にインドで発祥し、その後 1500 年間にわたって南アジアの支配的信仰体系になった。しかし、仏教はその後数世紀にわたって衰退し、インドにおいては 19 世紀末に事実上消滅した。しかし最近になって、不可触民の家系に生まれ、法曹界と政界幹部に入ったインド憲法の起草者である Dr Bimrao Ramji Ambedkar や Anagarika Dharmapala さらに Dalai Lama 等の等の先見者の影響で、仏教に復活の兆しが見えてきた。Indianetzone のインドの仏教徒に関する記事(日付不明)によれば、Dr B.R. Ambedkar は 1956 年からヒンドゥーカースト制度を回避する手段として仏教を擁護するようになった。同氏は 500,000 人を超える『不可触民』を仏教徒に改宗させたと信じられている。1991 年時点でインドの仏教徒は 640 万人に達し、主として Maharashtra 州やインド北東部の山岳地域、及びヒマラヤ溪谷に集中している。(Indianetzone、2009 年 12 月アクセス) [120a] [121]

20.66 National Sample Survey Organization の調査(第 55 回及び第 61 回) 分析データによれば、指定カースト民の 89%が仏教徒であることが証明された。(2006 Sachar Commission 報告書) [102a] (p7)

20.67 University of Wisconsin 地理学部のウェブ記事(日付不明)によれば、すべての生き者に対する非暴力の道を追従する古代宗派、ジャイナ教の信者は 300 万ないし 400 万人であった。ジャイナ教徒コミュニティは Maharashtra 州 Mumbai 市及び Gujarat 州や Rajasthan 州に特に多く見られる。 [122]

指定カーストに関する情報については、[第 21 節](#)を参照。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

21. 『指定』カースト・部族

背景

カースト制度: ダリット

21.01 1999 年 3 月に公表された Human Rights Watch の報告書によれば、

「インドのカースト制度は恐らく世界最古の社会階級制度であろう。カースト制度はヒンドゥー主義の特徴を定義づけることで、この儀礼的浄性に基づく複雑な社会集団の秩序化を包括的なものになっている。帰属カーストの特殊な順位付けは地域及び時代によって異なることもあるが、人は生まれながらにして特定のカーストに帰属し、死ぬまでそのカーストの中で生きると考えられている... 伝統的な学術研究では、これを古来 2000 年の制度で、4 つの基本的種姓に分けた ヴァルナ 又はカースト区分を背景とすると説明している。ヴァルナは上から順番にブラーフマン(聖職者及び教職者)、クシャトリヤ (君主及び兵士)、ヴァイシャ (商人及び交易人)そしてシュードラ (労働者及び職人)となっている。第 5 の区分はヴァルナ制には含まれずで『不可触民』又はダリットとして周知の民で構成される。この民は儀礼的に不浄で、それゆえに伝統的ヴァルナ制に包含することが有意義化された仕事を割当てられることが多い。

「4 つの基本カーストには、ジャーティと呼ばれる同族集団である数千のサブカーストが存在する。この集団は職業、宗派、地域及び言語系列に沿ってにさらに細分化されている。これらをまとめて『ヒンドゥーカースト』又はカースト制集団と呼ぶこともある。ダリットは『カースト制度の部外者』を意味する *varna-sankara* と呼ばれ – 他の不浄でありそれゆえに『不可触』扱いされるカーストよりも下位におかれる。この階級もアウトカーストとしてではあるがサブカーストに細分化されている。『不可触性』はインド憲法第 17 条の下に廃止されたが、社会経済的にも宗教的にもカースト階層の最下位にある人々を決定する慣習は続いている。」 [26i]

21.02 Library of Congress Federal Research Division が 2004 年に公表したカントリープロファイルインド編によれば、「同様の世襲的階層及び職業社会的階層は、シク教徒やムスリムコミュニティにも存在するが、一般的には普及度も制度化レベルもヒンドゥーにははるかに及ばない。全人口のおよそ 16%が『不可触

賤民』である(より正式な法律用語は**指定カースト**で、『不可触賤民』よりも**ダリット**の方が好まれ、広義に虐げられた人々と翻訳される)。」 [77] USSD 2008 報告書は、2001 年度国勢調査によると『指定カースト』全人口に占める割合は**一ダリットを含め一全人口の 16% (1 億 6860 万人)**であると正式に発表した [2e] (第 5 節)

21.03 International Dalit Solidarity Network の報告書『**インドのダリットに関する一考**』(日付不明)は 2006 年のインド農村部における不可触制の研究を引用し、以下の事実を公表した。

- 村落の 37.8%は、公立学校でダリットを離れた席に座らせている。
- 村落の 27.6%は、ダリットに警察署への立入りを禁止している。
- 村落の 33% は、政府系医療従事者がダリット家庭の訪問を拒否している。
- 村落の 48.4% はダリットの給水設備の利用を拒否した。
- 調査対象村落の 35%はダリットの地元市場での販売行為を禁止した。
- 村落の 25%では、ダリットは非ダリットより低い賃金でより長時間の労働し...言葉による虐待や身体的虐待をより頻繁に受ける。
- 村落の 64% はダリットのヒन्दゥ寺院への立入りを規制された。

[23a]

21.04 1999 年 3 月の Human Rights Watch の記述によれば、ダリット女性はカースト、階級及び性別という 3 つの重圧を受けている...「 [こうした女性]は土地非所有労働者及び清掃人の大多数を占める他、女性強制売春の大部分を占める... Human Rights Watch は、地主及び警察がダリット女性を道具扱いし、性的虐待及びその他の形態の暴力を行使した事実を資料として提示した...」 [26i]

21.05 US State Department の世界の宗教の自由に関する報告書 2009 の記録によれば、差別と暴力から逃れたいために改宗を希望した一部の ダリットは、上級カースト層から敵意と反発を浴びせられた。[2b] (第 III 節) 同報告書によれば、「NCM [National Commission for Minorities] は 2008 年にムスリム及びキリスト教徒コミュニティのダリットの地位に関する研究を発表した。NCM はこの研究の中で「ダリットの改宗者は依然として差別行為を受けており、新しい同宗信徒からも差別されている。宗教的帰属がダリットの社会経済的地位を向上させるという事例は全く見られなかった。」 [2b] (第 II 節)

部族民 (Adivasi)

21.06 2001 年の国勢調査(USSD 2008)によれば、部族民はインド人口全体の 8.2%を占め - 8430 万人である。[2e] (第 5 節) Library of Congress Federal Research Division のカントリープロファイルインド編によれば、インドには 461 の部族民コミュニティがあり、「法律上の意図で指定部族と呼ばれることが多いが、一般には *adivasi* が用いられる」 [77]

21.07 Asian Centre for the Progress of Peoples (ACPP)が 2009 年 10 月に公表した情報によれば、

「Adivasi は同族集団ではなく、民族性、文化及び言語において様々に異なる 200 を超える部族があり、その使用言語は 100 を超えるが、生活様式には類似性が見られる...

「IFAD [International Fund for Agricultural Development] によれば、先住民は社会の他の層よりもはるかにひどい貧困、土地非所有、栄養失調、人権侵害、失業及び国内避難に苦しんでおり、識字率及び保健医療サービスの利用機会も著しく低い... 具体的には、Adivasis の 40.1%が避難民で、Adivasis の 55.2%は貧困ラインを下回っている...Adivasi 世帯の 53.1%は水道設備がない。Adivasi 児童の 56%が栄養失調にかかっている。非識字者は Adivasis の 53%を占める。 Adivasis の 76%は持ち家がない。 [118a]

ACPP によれば、「 Adivasi コミュニティの『大多数』は、憲法の特別規定の解釈上『指定部族』に分類される - 下節を参照[118a]

21.08 USSD 2008 報告書によれば、国内避難民全体の 55%は開発プロジェクトの犠牲になった部族民集団であった。 [2e] (第 1 節 a)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

憲法及び法律上の措置

21.09 インド憲法は全人民に機会の平等を保証すると同時に、教育機会、雇用枠、開発資金の優先割当て、政治的 대표、さらには虐待又は搾取の予防において、特定のカースト(主にダリット)及び部族集団に対する特別規定の適用を認めてい

る。(インド政府、2007 年 12 月時点の憲法) [24c] 上記の規定が適用され得る特定の『指定カースト』及び『指定部族』は、1950 年の憲法令第 19 号及び 20 号の中に州別に記載されている。(インド政府、憲法、指定カースト令、指定部族令) [24i] [24j] この記載は今後の大統領令で修正される可能性がある。(インド政府、2007 年 12 月時点の憲法) [24c]

21.10 憲法規定を実効化する意図で、いくつかの法律が制定された。例えば、1989 年の指定カースト・指定部族(虐待行為防止)法は、指定カースト及び部族に対する暴力行為並びに脅迫行為を非合法化した。同法は、殺人、強姦、公共の場への立入り、傷害、性的搾取、脅迫を伴う債務労働、侮辱又は不名誉等のインド刑法の下で既に非合法化された複数の犯罪について、より重い量刑を実施する。(HRW、2009 年 3 月) [26i]

21.11 UN 特別報告官が宗教又は信条の自由について 2009 年 1 月 26 日の報告書の中で述べたところによれば、

「(第 89 次)憲法改正法 2003 の下に、National Commission for the Scheduled Tribes と National Commission for Scheduled Castes が設立された。後者の義務には憲法又は国内法令に基づく指定カーストの保護措置の調査及び監視が含まれる。例えば、憲法第 17 条は『不可触制』を撤廃し、いかなる形式の慣行も非合法とし、同法に従って処罰されると述べている。また、1955 年の市民権保護法は、『不可触制』を理由に、同じ宗教又はその宗派の信徒に開かれた公共礼拝所への立入りを妨害したすべての者を処罰すると規定している...2006 年 1 月 29 日には、少数派関連の問題に向けてより絞り込んだアプローチを保証し、包括的政策の形成と規制枠組みの立案、調整、評価及び見直しを行うと共に、宗教少数派を含む少数派の利益拡大プログラムを策定する意図で少数派問題省が新設された。少数派問題省は 1992 年の少数派国家委員会法の管理と実施を担当する...」 [6d]

21.12 州又は直轄領の立法議会では(一部の例外を除き)、指定カースト及び部族(sc/st)の代表が、その州の人口比相当の議席数を占めなければならない。憲法第 243 条 D 及び 243 条 T の下でも、指定カースト及び指定部族はその地域の人口に比例した県及び市町村レベルの(全 *panchayat* における)最低議席数を保証されている。sc/st 議席数の少なくとも 3 分の 1 は 女性で占められている。インド憲法第 16 条では、下院(Lok Sabha)における指定カースト及び部族の議席留保が規定されている。(インド政府、2007 年 12 月時点の憲法) [24c] 2009

年 3 月時点で、指定カースト及び部族の Lok Sabha の留保枠は 131 議席であった。(BBC News、2009 年 3 月 30 日) [32ai]

- 21.13 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)によれば、「NCRB [National Crime Records Bureau] は 2005 年に、指定カースト(SC)を標的とする事件は 26,127 件、指定部族 (ST) を標的とする事件は 5,713 件あったと報告した。SC 事件の有罪判決率は 29.8%で、ST 事件の場合は 24.5%であった。」 [2e] (第 1 節 a)
- 21.14 USSD 2008 報告書によれば、しかし、『不可触制』を撤廃し、指定カースト民及び指定部族民を保護するための様々な憲法及び法律上の既存規定は無視され、これらの民に対する差別は「依然として国内の至る所で見られた」。**[2e] (第 5 節)**
- 21.15 Human Rights Watch が 2009 年 8 月に公表された報告書の中で述べたところによれば、「地元の人権活動家及び擁護団体の話では、加害者が高カーストである場合は、警察はダリットの異議申立てやダリットに対する犯罪の事件登録及び捜査を行わないのが一般的であった。警察は紛争を民間機関で解決するよう説得するか、逮捕すると脅迫した。」 **[26g] (p49)**

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

22. 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者及び性同一性障害

(LGBT) 者

法的権利

22.01 2009 年 7 月 2 日、Naz Foundation (インド) Trust 対 Government of NCT Delhi の訴訟において、Delhi 高等裁判所は以下のような判決を言い渡した。「当法廷は IPC [インド刑法] 第 377 節について、同条項が成人の内密の合意に基づく性行為を犯罪とする限り、憲法第 14、21 及び 15 条に反するものと宣言する。」同裁判所は、合意でない性行為及び少数派間の性行為の場合は、第 377 節を引き続き適用するべきだとする裁決を下した。(The Hindu、2009 年 7 月 2 日) [60h]

22.02 Human Rights Watch が 2009 年 7 月 2 日の声明で論評したところによれば、

「インド刑法(IPC) 第 377 節を用いて成人間の合意による同性愛行為を刑事犯罪として扱ってはならないとする今日の Delhi 高等裁判所の判決は、プライバシー、差別禁止及び自由に対する基本的権利の勝利である...Delhi 高等裁判所の 2 人の判事による合議制判決は...『自然の理に反する快楽的性交』を犯罪とする第 377 節は、成人間の同意に基づく性行為には適用されなくなったことを意味する。インドの上級裁判所がこの法律に決定を下したのはこれが初めてである... この訴訟は 2001 年に Delhi 高等裁判所に提示された。口頭審問が始まったのは 2008 年 5 月で、同法廷は 2008 年 11 月から判決の審議を開始した。陳情者 Naz Foundation (インド) Trust 側は...第 377 節はインド憲法の主義ばかりでなく、国際人権基準にも反すると主張した... インド自治省は同性愛行為の差別は『非行行為の水門を開放する』ようなものだとして、法改正に反対していた。』」 [26f]

Human Rights Watch は「この判決は...インド政府に適用されるため、国全体の法制定に影響を与える可能性が高い。」と指摘した。 [26f]

22.03 International Gay and Lesbian Human Rights Commission (IGLHRC) の 2009 年 9 月 18 日の報告書によれば、

「インド政府は 2009 年 9 月 17 日、内密に同意した成人間の同性愛関係に関する条項を『読上げ』、刑法第 377 節について同性愛を犯罪としない Delhi 高等裁判所の判決 に異議を唱えない方針を決定した... 政府は裁判結果を見直した上で、上訴を取り下げ、高等裁判所の決定を最高裁判所に『是正』させない決定を下した。行政府が司法府を優先させたことにより、第 377 節の運命は事実上最高裁判所の手中に委ねられている... 最高裁判所はこの訴訟における高等裁判所の判決について、宗教団体を含む民間機関から複数の異議申立てを受け取った...」 [80c]

22.04 2008 年 5 月 20 日に International Gay and Lesbian Rights Commission (IGLHRC)が提示した New Delhi で行われた法定訴訟の背景情報によれば、

「インド刑法 (IPC)の第 377 条は『男性、女性又は動物との自然の理法に反する自発的性交渉』を違法としており、刑罰には 10 年以上無期以下の懲役刑及び/又は罰金刑が規定される。インド社会では、同性愛嫌悪の風潮が浸透しており、たった一度の行為でも必ず告訴される仕組みになっているが、1860 年代に公布された英国植民地法の第 377 条は『合意に基づく同性成人間の性行為』から婚姻男女間の口腔性交まで、『自然に反するあらゆる行為』を犯罪とすることを意図したものであった。」 [80a]

2004 年 5 月 13 日付けの Immigration and Refugee Board of Canada の情報要請に対する回答の中で述べられた様に、「インド政府によれば、児童虐待又は強姦の申立てを除き、第 377 条が適用されるのは極めて稀である...1860 年から 1992 年までの間にインドの上級裁判所が審問した第 377 条に関わる訴訟はわずか 30 件で、被告の多くは『不本意な肛門性交』(未成年の性的暴力を含む)を理由に起訴された。」 [4h] *Diva* 誌の論評によれば、「『自然の理に反した快楽的性交行為』を禁じるインドの法律は、女性同性愛者は公式データ上存在しないという理由で、男性同性愛者だけに用いられ女性には一度も使われたことがない。」 [114a] 2008 年 7 月 3 日の *Economist* の記事は Delhi、Bangalore 州 Kolkata 州 (旧 Calcutta) の各都市で行われたゲイ・プライド・パレードに言及し、以下の様に述べた。

「熱帯低気圧の厚い雲の下で Delhi 市内を練り歩いた参加者の多くによれば、主な参加動機は、同性愛を猥姦に並ぶ『自然の理に反する性犯罪』とみなす法律、すなわちインド刑法第 377 条の廃止に向けて抗議運動を展開することであった。参加者によれば、警察は 150 年前にイギリスが作ったこの条項を日常的に利用して、

逮捕することはほとんどないものの、同性愛者に嫌がらせや脅迫行為を行っている。」 [20]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

社会的態度と政府の姿勢

22.05 2009 年 2 月 25 日に公表された米国務省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)によれば、

「男性同性愛者及び女性同性愛者は、家族、雇用及び教育などの社会のあらゆる面で差別に遭遇した。活動家の報告によれば、性的志向を隠さなかった同性愛者は、多くの場合解雇された。同性愛者は身体的暴力、強姦及び脅迫を受けることもあった。警察は同性愛者に人権侵害行為を行った上、[インド刑法第 377 節]の下に逮捕の脅威を利用して被害者に事件を通報しないよう強要した。」 [2e] (第 5 節)

22.06 2008 年 3 月発行の *Himal Southasian* の記事の中で Oishik Sircar が述べたところでは、インドの LGBT コミュニティに対し、2 つの特別戦略が実施されている。1 つは LGBT 人口の社会的及び文化的可視性を確立並びに向上させる努力である。もう 1 つは、植民地時代の遺物である刑法第 377 条への法的挑戦である。同氏の意見では「[LGBT] の可視性を確立する必要は、人権保証の全領域から排除しようとする多数派社会によってこのコミュニティが『不可視化』されたことに起因する。」 [116a]

22.07 2007 年 9 月の(オーストラリア) 難民再審査審判所の事件に引用された Australian Department of Foreign Affairs and Trade の 2003 年 7 月付け勧告によれば、

「同性愛についてはインドの他の地域よりも大都市の方が寛容的であるというのは本当である。こうした都市 (特に Mumbai 市及び Delhi、また Bangalore 市や Kolkata 市といった他の都市) では、男性同性愛者も女性同性愛者も同性愛関係を公にして暮らすことが可能である。ある個人がその同性愛志向を公にできる可能性は、富裕で学歴の高い社会の方がはるかに高い(こうした社会は伝統的又は保守的なインドの慣習を遵守しない生活様式や行動により寛容的であることが多い)。助言を求めた一部の NGO の話では、同性愛関係を社会に

公表して生活することは不可能ではないが、やはり簡単なことではない。男性同性愛者の多くがその性的指向を内密にしておくのはそのためである...

「インドでは多くは都市部に限られるものの、男性同性愛者の運動が盛んになりつつある。**Mumbai** 市及び **Delhi** は男性同性愛者の文化が活発かつ解禁された都市のようである。『男性同性愛者』専用のナイトクラブはないが、週 1 度開店する男性及び女性同性愛者のクラブはいくつかある(1 つは **Delhi** にあり、恐らく **Mumbai** 市にも 2 箇所ある)。こうしたクラブは現在、警察の嫌がらせ行為を受けずに営業している。**Delhi** 及び **Mumbai** 市の民間施設では、**gay Delhi** 等のウェブサイト上で案内される大規模なパーティーが毎月開催されている。こうした催しが警察の嫌がらせを受けることはまずないが、そういう機会が全くないというわけではない。」 [113a]

- 22.08 擁護団体 **Sangini Trust** の創設者が 2009 年に *Diva* 誌に語ったところによれば、インドの女性同性愛者が直面する主な問題は社会と家族から結婚の強要である。同誌はインドの女性誌 *Gladrags* からある社説を引用した。それによれば、「幼い少女が若い女性に成長した時点から家族と本人の目標は良き夫を見つけることになる。」**Sangini** のヘルプラインに電話をかける女性が明らかにした他の問題には、孤独(又は孤独な加齢)の恐怖、また女性キリスト教徒の場合は罪の問題などがあった。 [114a]

- 22.09 2008 年 6 月 30 日の **BBC News** の報道によれば、

「男性同性愛者の擁護者数百人が、初めてインドの首都 **Delhi** で抗議行進を行った。**Connaught Place** 区域に男性同性愛者、女性同性愛者及び性同一性障害者が集結し、インド史上最大のゲイ・プライド・イベントになった。活動家は過去に同じ様なイベントが行われた **Calcutta** 州の各都市の他、**Bangalore** 州でもデモ行進を行った。行進参加者は同性愛を依然違法と[した]社会による差別の撤廃を要求した。 [32z]

- 22.10 **Manmohan Singh** 首相が 2008 年 7 月の演説の中で **Commission on AIDS in Asia** の報告に注目して述べたところによれば、

「HIV/エイズの感染は社会に蔓延する多くの偏見を浮き彫りにした ...社会的脆弱層の多くは、性労働者、同性愛者又は麻薬常用者の別に関係なく社会的偏見に直面しているという事実は、エイズ感染者を特定し治療する責務を極めて

困難にした。この HIV/エイズとの闘いに勝たなければならないならば、それゆえのより寛容な社会環境を創出しなければならない。」

[112a]

性同一性障害者コミュニティ

22.11 インド亜大陸の文化において、*hijras* – 別称 *aravanis* – は『第 3 のジェンダー』とみさなされている。ヒジュラは大多数が自分を「男性でも女性でもない」と考えている。ヒジュラは正確には西洋で言う「不能者」、「両性具有者」又は「女性性転換者」のどの表現にも当てはまらない。ヒジュラの多くは男性又は (外性器異常を持つ)『半陰陽』として出生し、多くは去勢等の儀礼的除精術を受けた。ヒジュラと特定される個人が女性として出生した事例もある。ヒジュラの多くは女性の衣服を身に付け女性らしい振舞いをするが、女性の立場を通そうとはしない。ヒジュラになることは、ヒジュラの『家族』又はグルという「導師」を長とする少数集団に加入する過程を必要とする。(Lesbian and Gay Studies Reader、1993 年) [115a] (BBC、2000 年 11 月 30 日) [32af] 2000 年 11 月 30 日の BBC News の記事によれば、ヒジュラは数千年前から南アジアを特徴づける要素の 1 つであった。「一般的には恐怖や愚弄の対象にされるが、芸人の他、呪文や祝福を授ける聖者として社会の周縁を成す役割を与えられた。」 [32af]

22.12 2008 年 5 月 13 日の *New Statesman* によれば、インドにはおよそ 200,000 人のヒジュラがいるということである。その詳細によると、

「4000 年を超える記録された歴史の中で、ヒジュラはインド社会において 1 つの居場所を確保されてきたと思われるが、そこで受けた嫌がらせ行為は苛酷なものだった... しかし、多数派社会がこの集団をどう扱い、どう認識していくかについて、現時点ではその変化は微妙ともかなりとも言えるものだが、伝統的なインド思考形態に何らかの変化が現れつつある... だが、この状況に至るまでに、長年にわたって広い範囲のコミュニティから社会的不名誉、虐待及び様々な愚弄を受けてきた。

「ヒジュラはインド憲法で認められた権利をほとんど享受していない。これは投票権、財産所有権、婚姻の権利及び旅券や運転免許証等の正式書類による正式な身分証明書の申請権などである。保健医療、雇用機会又は教育を受けることはほぼ不可能に近い。このような不平等に直面しながら、ヒジュラは何らか

の可能な手段で生計を立てることを余儀なくされる... 警察隊や『goonda』と呼ばれる地元暴力団は街頭でヒジュラに窃盗や性的虐待を働くことがよくある。こうした暴行が住民によって予防又は通報されることは極めてまれである。

「しかし、政府の姿勢は次第に変わりつつある。インドの主要都市で活動を推進する国際援助団体の尽力で、ヒジュラその他の性的少数者集団は、徐々にだがこれまでより善良な扱いを受けるようになった ...インド政府も、最終的にはヒジュラが存在を認定する方針を示している。2000 年 3 月、Shabnam Mausi...がヒジュラとして初めての国会議員に選出され、これ以降、同氏に倣って他の多数のヒジュラが次々と政治分野への参入を成功させた。[88a]

22.13 Economic & Political Weekly の 2008 年 6 月 21 日発表の記事 が報告したところによれば、

「Tamil Nadu 州政府は性同一障害者を個別の性とみなす大胆な措置を講じた。インドでは初めて、教育機関への入学許可に向けて第 3 のジェンダーカテゴリーが創設され、それを担当した州政府の教育省から条例が公布された。今後は、政府と国立大学には性同一障害者(『ヒジュラ/aravanis/alis』)の入学を認めることが義務付けられるようになる...これは 2008 年 1 月に行われた立法議会で、性同一性障害者の福祉について懸念を示し、配給証明書の発行、政府系病院での無償手術及び福祉委員会の設立等の多数の福祉措置を発表した Tamil Nadu 州政府の取組みとも一致する。」 [5a]

GlobalPost の 2009 年 6 月 28 日の記事によれば、Tamil Nadu 州は率先してかかる措置を実施したが、この時点でこれを追従した州はなかった。[119a]

22.14 2009 年 11 月 13 日の BBC News の報道によれば、選挙管理委員会はヒジュラ(「半陰陽」又は「性同一性障害者」)を「その他」として登録することを認める意向を示している。これまで有権者は『男性』又は『女性』のいずれかであることを宣言しなければならなかった。BBC は「選挙管理委員会が半陰陽を 1 つの独立した集団として認定したことは、これまで社会の周縁に留まっていたコミュニティの正式な認定に向けた第 1 歩であると評した。」 [32aq]

LGBT コミュニティ支援組織

- 22.15 2009 年 12 月 7 日にアクセスした [Indian Network for Sexual Minorities \(INFOSEM\)](#) は、インドの性的少数者にカウンセリング及び支援を提供する国内 26 の組織を列挙した。[68]
- 22.16 Lucknow に拠点を置く Naz Foundation International は南アジア全域の LGBT コミュニティを擁護し支援する。(前記『法的権利』を参照) Naz ウェブサイトはジェンダー問題、性的指向、HIV 及び関連する問題に取り組む複数の機関にもリンクしている。 <http://www.nfi.net/useful.htm> [112]

目次に戻る
出典リストへ